

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成24～28年度）

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成26年度の主 な事務事業(案)	26年度の主な事務事業(案)の概要
I 経済成長の礎となる金融システム の安定	1 金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備 [達成目標] 金融機関の健全性が確保されること	① 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ② 効果的なオフサイト・モニタリング（監督）の実施	① ・パーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制の見直しの議論を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制・レバレッジ比率等に関する銀行法告示等の整備を実施する。また、26年3月に実施予定となっている国内基準行に対する新規制の適切な運用確保に向けた監督指針等の整備を実施する。 ・外国銀行支店に対し、国内銀行最低資本金に相当する金額の国内積立を義務付けるなど、所要の制度整備。 ・大口信用供与等規制の対象となる信用供与等の範囲を拡大するなど、所要の制度整備。 ② ・金融・経済情勢を勘案した個別金融機関に対する効果的・効率的なモニタリング（円滑な資金供給に向けた取組状況を含む。） ・オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの整備推進。 ・国際的に活動し、複雑かつ多様な業務を行っている大規模な金融グループについて、国際的な議論を踏まえつつ、グループ連結ベースでの監督手法の高度化に向けた検討を引き続き進めていく。特に、金融持株会社により、金融グループを統括する重要性が高まってきていることを踏まえ、金融持株会社が、子会社等に対するグループ経営管理機能を十分に発揮しているか、等について検証する。 ・金融機関のリスク管理の高度化（総合的なリスク管理態勢の整備状況等についての検証等）。 ・自己資本規制については、リスク管理の運用状況の把握や承認申請への適切な審査を実施。 ・G-SIFIs等に対し、監督カレッジの枠組みの下、適切な監督を実施。 ・G-SIFIsについて、国際的な議論を踏まえ、必要な対応を実施。 ・証券会社、保険会社等の連結規制・監督の実施	① ・国内基準行に対する自己資本比率規制に関して、関連告示及び監督指針等の追加改正を行った（25年11月、26年2月改正）。 ・外国銀行支店に対する資産の国内保有の義務付け等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した（平成25年6月12日成立、6月19日公布）。これを踏まえ、外国銀行支店に対する規制に関する政令・内閣府令を公布した（銀行法施行令26年1月24日、銀行法施行規則26年3月31日）。 ・大口信用供与等規制については、IMFが実施した我が国の金融部門評価プログラム（FSAP）のレポートにおいて規制の強化が求められていること等を踏まえ、国際基準との整合性を図るための改正を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した（平成25年6月12日成立、6月19日公布）。これを踏まえ、大口信用供与等規制に関する政令・内閣府令を、同法の公布日より1年半以内に公布・施行する予定。 ② ・財務会計情報やリスク情報等の徴求、定期・随時のヒアリング等を通じ、金融機関の経営状況の把握等を行った。 ・監督指針・方針に基づき、持株会社を中心としたグループ全体としての経営・リスク管理等の高度化を実施しているか、検証した。 ・監督指針・方針に基づき、リスク管理に係るヒアリング等を実施した。 ・自己資本比率規制に係る高度なリスク計測手法の承認については、6先に対する承認を行った。 ・グローバルに活動する我が国の金融機関（3メガバンクグループ、野村グループ等）について、監督カレッジ会合を開催した。 ・証券会社の連結規制・監督について、外貨も含めたグループ全体の流動性リスク管理に万全を期すよう求め、グループ全体の統合的なリスク等を重点的に検証した。また、国際的に活動する大規模証券会社グループに対して、パーゼル3を平成25年3月末から適用するとともに、パーゼル3の開示規制に対応するために、告示を改正した。さらに、他国当局や他国金融機関のベスト・プラクティスについて情報収集し、監督手法の高度化に取り組んだ。 ・グローバルなシステム上重要な金融機関等については、危機管理の一環として、再建・処理計画の策定を進めた。 ・24年3月末に導入した連結財務健全性基準を用い、保険会社等の財務健全性の監督を行った。また、経営統合や海外での業務拡大などの取組みがみられるグループについて、グループ全体の統合的なリスク管理態勢の整備状況等を重点的に検証した。特に、海外拠点を有するグループについては、海外拠点の業務に係るリスク管理態勢について検証した。	(測定結果) A 「目標達成」 (判断根拠) 金融機関の健全性を確保するための重要な取組みとして、国際的な議論も踏まえた健全性確保のためのルール整備、金融モニタリング基本方針に基づくオン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリング、金融機関の統合的なリスク管理態勢の検証等を着実に進めた。 また、金融機能強化法及び早期健全化法に基づき資本増強を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行う等、適切な措置を講じた。 さらに、日頃から金融機関との率直かつ深度ある議論を行い、金融機関の自己規律の向上を促す等、金融行政の質的向上に向けての取組みが進展した。 今後も、引き続き効果的な金融モニタリングの実施などの取組みを進める必要がある。	② 国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備 ① 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施	② ・パーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の25年度における進捗を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制、レバレッジ比率の開示等に関する銀行法告示等の整備を実施する。 ・大口信用供与等規制の見直しに係る政令・内閣府令の整備 ① ・オン・オフのモニタリングの更なる一体化（大規模な証券会社グループ等のモニタリングにおける証券取引等監視委員会との連携を含む）。 ・金融機関の業務やリスク特性等に関する分析（プロファイリング）の強化。 ・金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化等を踏まえた、重要な経営課題に焦点を当てた検証等、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングの実施。 ・マクロ経済・金融市場等の動向と個々の金融機関（ミクロ）の業務運営・ビジネス動向等の相互作用等マクロブルーデンス分析の強化。 ・金融行政上の重要課題（金融機関のガバナンス、ストレステストの活用を含むリスク管理の高度化等）について、国際的なベスト・プラクティスも踏まえた検証手法の充実。 ・統合的なリスク管理態勢の整備状況、円滑な資金供給に向けた取組状況等についての検証。 ・国内外で大規模かつ複雑な業務を行っているグローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）グループ等について、グループ全体の経営・リスク管理等の高度化や、持株会社の役割の明確化及び機能発揮状況等の観点から、国際的な議論を踏まえつつ検証を行う。 ・G-SIFIs等に対し、監督カレッジの枠組みの下、適切な監督を実施。 ・G-SIFIsについて、国際的な議論を踏まえ、国内外の関係当局との連携等の対応を実施。 ・金融機関の規模・特性等に応じて必要とされるプラクティスについてのベンチマーク（水準）を作るとともに、金融機関の横断的な実態把握を行い、金融機関の自主的な経営改善に資する情報提供（フィードバック）等を充実。 ・中長期的・計画的な外部専門家の登用、専門人材の育成等。 ・自己資本比率規制に関し、リスク管理の運用状況の把握や承認申請への適切な審査を実施。 ・証券会社、保険会社等の連結規制・監督等

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成26年度の主 な事務事業(案)	26年度の主な事務事業(案)の概要
		<p>③ 効果的なオンサイト・モニタリング(検査)の実施</p> <p>④ オン・オフ(検査・監督)一体的なモニタリングの推進</p> <p>⑤ 金融機能強化法等の適切な運用</p> <p>⑥ 金融機関の業務継続体制の検証</p>	<p>③ ・金融機関のリスク特性を十分見極めた、効果的な検査の実施(ⅰ日本版EiC等による深度ある分析ⅱターゲット検査の必要性が高い検証分野等を検討ⅲ海外当局等との間で、連携を強化)。 ・近年、金融持株会社により、銀行・保険会社等の金融グループを統括する形態が増加しつつあることを踏まえ、金融持株会社が、子会社等に対するグループ経営管理機能を十分に発揮しているか、等について検証する。 ・金融機関を取り巻く環境の変化に対応した検査の実施(ⅰ金融危機や欧州の債務問題を踏まえた、検査態勢や検査マニュアルの整備を検討ⅱデジタルフォレンジック技術を活用した検査態勢の整備等を図る)。 ・検査で得られた情報に係る分析力・情報発信力の強化。</p> <p>④ ・検査局と監督局との横断的な検証体制を設置し、当該体制を中心にオン・オフ一体的なモニタリングの一層の強化。 ・検査局と監督局のデータ集積・分析機能の一体化を推進。 ・システムリスクについて、引き続き検査局と監督局との横断的な組織を設置。 ・日本版EiCについて、引き続き監督局に併任した上で、監督局における様々なヒアリングなどに参加させる。 ・監督局スタッフの検査への参加等を検討。</p> <p>⑤ ・金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、資本参加した金融機関に対して適切なフォローアップを実施。 ・早期健全化法に基づく資本増強行に対して、適切なフォローアップを実施。</p> <p>⑥ ・金融庁を含む金融システム全体において、大規模災害等のリスクに対してに対してしなやかで強靱な業務継続体制を構築するため、全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に関する訓練を検討。 ・金融検査において、業務継続体制の整備等について重点的に検証。</p>	<p>③ ・内外の経済・金融情勢を的確に把握し、潜在的な脅威を早期発見・対応 ・するとともに、金融機関が顧客のニーズに応え、より質の高い金融サービスを提供できる業務運営・リスク管理態勢の確立を促進できるよう、25年9月に「金融モニタリング基本方針」を策定・公表し、検査・監督の考え方や態勢を見直した。特に、25年度は、次の取組みを実施した。 （ⅰ）金融機関に対するモニタリング手法の見直し （ⅱ）新しい金融モニタリングのための組織体制の見直し また、個別業態等について、次のような取組みを実施した。 ア SIFs(3メガバンク・グループ)等に対しては、各グループに共通するグループ経営管理、反社会的勢力やマネー・ローンダリングへの対応等を重点検証項目とし、検証項目毎に統一的目線で実態把握する「水平的レビュー」を実施した。 イ 地域金融機関に対しては、各地域経済の中長期的な見通しを踏まえた経営戦略やビジネスモデルの将来にわたる持続可能性等について実態を把握。顧客企業の事業内容(その成長性や課題)等に関する地域金融機関の評価能力や、有価証券運用のあり方等についての検証を行った。 ウ 外国銀行に対しては、全ての在日拠点を対象にグループ全体の運営状況等の基本的な経営情報の収集やヒアリングを実施し、ビジネスモデルや業務内容等に応じたリスク分析を行うとともに、検証項目を絞り込んだ簡易なオンサイト・モニタリングを実施。 エ 大手生保・損保会社等に対して、業界横断的なテーマに関する水平的レビューを実施し、その他の保険会社に対しても、通常検査を含め、オン・オフの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施。 オ 業態別のモニタリングに加え、反社会的勢力への対応など、業態横断的な検証が必要なテーマについては、各金融機関の取組み状況等について、統一的な目線で実態把握を行った。また、外部専門家の活用を行うとともに、外資系金融機関などからもヒアリングを行い、ベストプラクティスについての知見の蓄積に努めた。</p> <p>④</p> <p>⑤ ・金融機能強化法に基づき3金融機関に対して資本参加を実施(26年3月)。 ・金融機能強化法に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況を公表(25年3月期は同年8月、25年9月期は26年1月)。 ・金融機能強化法の適切な運用に努めたこと等から、25年度は北洋銀行から1,000億円、紀陽HD(紀陽銀行)から161億円の返済があった。 ・早期健全化法に基づく資本増強行における経営健全化計画の履行状況を公表(25年3月期は同年6月、25年9月期は同年12月)。 ・早期健全化法・預金保険法の適切な運用に努めたこと等から、25年度はあおぞら銀行から204億円、千葉興業銀行から600億円、りそなHDから5,156億円の返済があった。</p> <p>⑥ ・監督局の業務継続計画を見直し、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制の構築を目指した。 ・全国銀行協会が銀行業界横断的な業務継続性に関する訓練を実施し、当庁は、準備段階から当該訓練に参加。 ・金融モニタリング基本方針に基づき、金融機関における業務継続計画の整備状況やサイバーテロ対策の状況、及びその有効性等について、検証を行った。</p>		<p>③ 金融機能強化法等の適切な運用</p> <p>④ 金融機関の業務継続体制の検証</p>	<p>③ ・金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、資本参加した金融機関に対して適切なフォローアップを実施。 ・早期健全化法に基づく資本増強行に対して、適切なフォローアップを実施。</p> <p>④ ・金融庁を含む金融システム全体において、大規模災害等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制を構築するため、全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に関する訓練を検討。 ・金融機関の業務継続計画の整備状況・有効性等を検証するとともに、サイバーテロ対策について、海外のベスト・プラクティスに関する情報収集や、組織としての知見・ノウハウの蓄積に継続的に取り組む。</p>

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成26年度の主 な事務事業(案)	26年度の主な事務事業(案)の概要
		⑦ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための情報提供、情報連絡の充実等を実施。 ⑧ ベターレギュレーションの深化	⑦ ・金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を実施。 ・金融情報システムセンター（FISC）と共同調査を実施し、金融分野に係るIT等についての情報提供を実施。 ⑧ ・ベターレギュレーションの深化として、検査・監督・企画のそれぞれについて、金融行政の質の向上に向け、課題を抽出し、改善策を策定・実施する。	⑦ ・「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」（24年4月26日情報セキュリティ政策会議改定。以下「行動計画」という。）において、情報セキュリティ対策に資する情報の官民における共有と、共有する情報の内容の充実が定められたことに基づき、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）と連携し、ソフトウェアの不具合や情報セキュリティ関係団体による取組み等の情報セキュリティに関する情報を金融関係事業者団体に提供（30件）し、NISCに対しては、金融機関のシステム障害に係る情報連絡（4件）を行った。 ・この他に、金融機関全体のサイバー攻撃への対応態勢について把握・評価を行うため、公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）と共同調査（サイバー攻撃対応態勢にかかるアンケート調査）を実施した。調査結果については、アンケートに回答した金融機関に還元された。 ⑧ ・制度の企画・立案面では、財務省と共同で金融・資本市場活性化有識者会合を立ち上げ、「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成25年12月13日）を得た。提言を踏まえ、金融に係る行政手続の英語によるワンストップでの対応や、海外発信の更なる強化に向けて体制整備を進めるなどの取組を行った。 ・また、「金融モニタリング基本方針」に基づき、金融機関の検査・監督においても、（i）重要課題に焦点を当てた業態横断的な実態把握・分析等による優先課題への効果的な対応、（ii）ミニマム・スタンダード（最低基準）に関するルール遵守状況の検証に止まらず、金融機関の規模や業務の違い等も踏まえてプリンシプル・ベースの考え方を加味し、より優れた業務運営（ベスト・プラクティス〈最良慣行〉）に近づく観点からの金融モニタリングを実施、（iii）金融機関のビジネスの将来にわたる持続可能性等、フォワード・ルッキングな観点からの対話を促進するとともに、金融機関の自主的な経営改善に資する情報のフィードバック等を充実したほか、海外当局との連携強化や職員の資質向上等にも取り組んだ。		⑤ 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み ⑥ ベターレギュレーションの深化	⑤ ・IT障害やサイバー攻撃からの重要インフラ防護を目的とした「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」（平成26年5月19日情報セキュリティ政策会議）を踏まえ、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）と連携し、金融機関における情報セキュリティ対策向上に向けた取組みのための情報提供、情報連絡の充実等を図る。 ・金融機関における情報セキュリティ対策の高度化を図るため、公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）が発行する金融機関向けの情報セキュリティに係る各種ガイドラインの改定の検討等の機会を捉え、FISCに金融機関のサイバー攻撃対策の促進等に向けた情報の連携等を行う。 ⑥ ・ベターレギュレーションを深化させるため、関係者の意見を聴取しながら、検査・監督・企画のそれぞれについて再点検を行い、課題を抽出し、改善策を策定・実施する。 ・①オン・オフ体系的な金融モニタリングを通じた優先課題への効果的な対応、②ミニマム・スタンダードに関するルール遵守状況の検証に止まらず、プリンシプル・ベースの考え方も加味しつつ、より優れた業務運営（ベスト・プラクティス）に近づく観点からのモニタリングの実施、③金融機関のビジネスモデルの将来にわたる持続可能性等、フォワードルッキングな観点からの対話の促進や、金融機関の自主的な経営改善に資する情報発信等の充実を通じ、質の高い金融行政を推進。
2	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備 [達成目標] 金融システムの安定性が確保されること	① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 ② 円滑な破綻処理のための態勢の整備	① ・バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制の見直しの議論を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制・レバレッジ比率等に関する銀行法告示等の整備を実施する。また、26年3月に実施予定となっている国内基準行に対する新規規制の適切な運用確保に向けた監督指針等の整備を実施する。 ・金融機関の秩序ある処理の枠組みについて所要の制度を整備。 ② ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を実施。 ・預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実。	① ・国内基準行に対する自己資本比率規制に関して、関連告示及び監督指針等の追加改正を行った（25年11月、26年2月改正）。 ・金融審議会報告書「金融システム安定等に資する銀行規制等の見直しについて」を踏まえ、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、25年6月に成立。26年3月には、関係政令・内閣府令等とともに施行。 ② ・預金保険法に基づく資本増強を行ったりそのグループについて、経営健全化計画が着実に履行されるようフォローアップを行った。 ・預金保険機構で行われた「金融整理管財人業務」の研修に参加するなど、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を努めた。 ・金融機関の秩序ある処理に関する枠組みが整備されたことを踏まえ、預金保険機構の定款等の変更に係る認可等を行うなど、破綻処理が適切に行われるための態勢整備を行った。 ・名寄せデータの整備状況について、預金保険機構とも連携し、預金取扱金融機関の検査を行った。	(測定結果) A「目標達成」 (判断根拠) 国際的な議論も踏まえ、金融機関の健全性確保のための規制を見直し、金融機関の秩序ある処理に関する新たな枠組みについて整備を行う等、金融システムの安定に向けた必要な取組みが進展した。 その新たな枠組みを円滑に機能させるために、関係機関との連携の強化、各種事務手続きの整備を進めている。また、名寄せデータの精度の維持・向上にも努めており、破綻処理のための態勢整備の充実を図っている。 今後も、引き続き金融システムの安定確保のためのルール整備などの取組みを進める必要がある。	① 国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルールの整備 ② 円滑な破綻処理のための態勢の整備	① ・バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論を踏まえ、新たに導入されることとなる流動性規制、レバレッジ比率の開示等に関する銀行法告示等の整備を実施する。 ② ・金融危機が生ずるおそれがあると認められるときは、必要な措置を講ずるとともに適切にフォローアップ等を実施。 ・預金保険機構等の関係機関との緊密な連携の下、名寄せデータの精度の維持・向上等の預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実。
3	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応 [達成目標] システミックリスクの未然防止が図られること	① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応	① ・金融システムの安定を確保し、金融・資本市場の動向を的確かつ早期に把握するため、内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、実体経済との相互作用に留意しつつ、関係省庁や日銀とも連携し、マクロブルーデンスの視点も踏まえ、情報の集積・調査・分析を実施。なお、引き続き欧米諸国の経済・財政問題に加え、新興国市場の過熱化、日銀の新たな金融緩和等が経済・市場動向に与える影響も前広に注視。 ・より体系的なマクロブルーデンス政策に関する枠組みの検討に向けて、海外当局の取組み等に関する調査・分析を実施。その際、当庁特別研究官への委嘱なども活用。 ・集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を促進。	① ・内外の金融機関を取り巻く指標の収集・分析及び金融機関の実務者層・市場関係者との意見交換等を通じて、マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、リスク分析の高度化に取り組んだ。 ・特別研究官への委嘱などを活用した上で、海外当局によるマクロブルーデンス政策に関する取組み等に関する調査・分析を実施し、集積した情報及び分析結果を庁内で共有した。	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) マーケット動向や金融機関のリスク特性についてタイムリーに把握し、検査・監督の現場に還元するなど、集積した情報及び分析結果について金融行政への反映を図っており、システミックリスクの未然防止のための取組みを十分に行った。 今後も、こうした取組みを一層進めていく必要がある。	① 経済・市場動向その他の内外における様々なリスクの的確な把握と潜在的なリスク要因の分析及び効果的な行政対応	① ・内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、そのマクロ・ブルーデンスに与える影響の観点から、情報の集積・調査・分析を実施。 ・より体系的なマクロ・ブルーデンス政策に関する枠組みの検討に向けて、海外当局の取組み等に関する調査・分析を実施。 ・金融機関から徴求した直近の各種データや外部統計を用い、定期的に集計・分析を行い、金融機関の融資・投資動向等を把握。 ・集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を促進。

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成26年度の主 な事務事業(案)	26年度の主な事務事業(案)の概要
Ⅱ	<p>1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 金融サービスの利用者の保護が図られること</p>	<p>① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備</p> <p>② 当局における相談体制の充実</p> <p>③ 金融ADR(裁判外紛争解決)制度の円滑な運営</p> <p>④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備</p>	<p>① 顧客が金融サービスを安心して享受できるようにするための制度整備 ・適時適切に監督指針等の整備を行い、問題等には必要に応じ、行政処分を行うとともに、業務改善の実施状況をフォローアップ。 ・預金取扱金融機関については、主要行等・中小地域金融機関向け監督指針を踏まえて、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・保険会社等については、保険会社等の保険募集代理店に対する指導・管理の状況を検証することを含め、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・金融商品取引業者については、適合性の原則の遵守を含め、金融商品取引法等の遵守状況を注視し、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・金融商品取引法における登録金融機関については、適合性の原則の遵守を含め顧客目線に立った営業、営業部門等への牽制機能や監視機能の適切な発揮が行われているか等について検証。 ・投資運用業者や信託銀行等が受託者責任を果たしているか等、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・貸金業者については、改正貸金業法を踏まえ、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督(ヤミ金対策を含む)。 ・前払式支払手段発行者、資金移動業者については、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督。</p> <p>② 金融サービス利用者相談室において、相談等の一元的な受付及び適切な対応を行い、相談体制等の充実の推進。</p> <p>③ 24年度の有識者会議の提言を踏まえ、25年度において、全ての指定紛争解決機関によって構成される「金融ADR連絡協議会」を開催し、意見交換等を行うことにより機関間の連携強化に取り組むとともに、指定紛争解決機関向けの監督指針を作成。 ・金融ADR連絡調整協議会も活用して、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を検討。</p> <p>④ 自治体の主体的な取組みを促し、相談窓口を訪れる契機とするため、周知・広報の取組みを実施。 ・財務局等で直接相談を受け付けるほか、各局の相談員向け研修機会の充実等、各局管内の都道府県等の取組みをバックアップ。</p>	<p>① A I J 事案を踏まえた資産運用規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成25年6月12日成立、同年6月19日に公布)の関係政令(政令：25年7月3日公布・同年7月9日施行、26年1月24日公布・同年4月施行予定、府令：26年2月14日公布・4月施行予定)を整備。また、MRI事案等も踏まえ、平成26年1月に政令、平成26年2月に内閣府令をそれぞれ改正したほか、ファンド販売業者に関する規制の強化策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。 ・法令に照らして、重大な問題が認められた金融機関等に対し、行政処分等を行った。また、行政処分を行った場合には、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、原因となった事実関係等を含め、公表した。 ・業界団体との意見交換会等の機会を捉えて、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請するとともに、情報交換を実施した。 ・預金取扱金融機関については、25年8月に指定紛争解決機関の周知・顧客への対応等に係る着眼点を明記するための監督指針の改正を行ったほか、預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリングを通じて、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等の観点から、態勢整備の状況について、把握・検証。 ・保険会社については、26年2月及び3月に、保険契約者保護の観点から、代理店管理を含む募集管理態勢の強化等に関する監督上の着眼点の拡充のための保険会社向けの総合的な監督指針の改正を行ったほか、保険会社等への定期及び随時のヒアリングを通じて、支払管理態勢、統合的リスク管理態勢、募集管理態勢等の状況について、把握・検証。 ・金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」における保険募集・販売ルールのあり方についての議論を踏まえ、「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。 ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針等を改正し、個人向け店頭バイナリーオプション取引に係る監督上の着眼点(25年7月)、通貨関連店頭デリバティブ取引等におけるスリッページの取扱いに係る監督上の着眼点(25年8月)、高齢顧客への勧誘に係る監督上の着眼点(25年12月)、営業員の業務上の評価に関する監督上の着眼点(26年3月)等を示した。 ・貸金業者・前払式支払手段発行者・資金移動業者について、システムリスク管理態勢の強化のため、貸金業者向けの総合的な監督指針等を改正し、監督上の着眼点等を追加した。</p> <p>② 金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等の件数を四半期毎に公表するとともに、25年10月から詐欺的な投資勧誘に関する情報の受付状況を掲載。 ・金融サービス利用者相談室職員を消費生活センター主催の講演会に講師として派遣し、金融トラブルに関する事例を紹介するなど、金融トラブルの予防的アドバイスの提供を実施。また、相談室職員のスキルアップのため、各種研修を実施。</p> <p>③ 金融トラブル連絡調整協議会(指定紛争解決機関(指定機関)、学識経験者・消費者団体・弁護士会等によって構成)を2回開催し、各指定機関の業務実施状況や利用者利便の向上に向けた取組み等について議論。 ・25年3月に公表した金融ADR制度のフォローアップに関する有識者会議の報告書の提言を踏まえ、「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」を策定(25年8月)し、指定機関の監督に取り組んだ。 ・金融ADR連絡協議会(すべての指定機関によって構成)を3回開催し、指定機関間の連携強化に取り組んだ。</p> <p>④ 「多重債務者相談強化キャンペーン2013」を開催した(25年9月～12月)。 ・各財務局が管内自治体の相談員等向け研修を実施するよう促すことによって、25年度は474市町村が研修に参加した。</p>	<p>(測定結果) B「相当程度進展あり」</p> <p>(判断根拠) 金融サービスの利用者の保護等の観点から、金融商品取引法や監督指針等を整備し、利用者保護のための制度整備及び金融機関の態勢整備を進めることにより、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築に向けた取組みを進めた。 今後も、利用者保護の充実に向けた取組みを一層進める必要がある。</p>	<p>① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備</p> <p>② 当局における相談体制の充実</p> <p>③ 金融ADR(裁判外紛争解決)制度の円滑な運営</p> <p>④ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備</p>	<p>① 利用者保護等の観点から行われた法改正等を受けた、政令・内閣府令の整備を行う(プロ向けファンドに関する規制の見直しを含む)。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討。 ・適時適切に監督指針等の整備を行い、問題等が確認された場合は、必要に応じ行政処分を行うとともに、業務改善の実施状況を適切にフォローアップ。 ・預金取扱金融機関については、主要行等・中小地域金融機関向け監督指針を踏まえて、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・保険会社等については、支払管理態勢や統合的リスク管理態勢の整備状況を検証し、監督指針を踏まえて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督していく。 ・保険募集・販売の在り方等に係る所要の制度整備に取り組みるとともに、保険募集代理店等について、適切な業務運営やサービスの実施を確保するよう指導・監督。 ・金融商品取引業者等については、投資者保護と市場の公正性・透明性確保の観点から、金融商品取引法等の遵守状況を注視するとともに、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針等を踏まえて、引き続き各社が、適切な態勢整備を行うよう指導・監督。 ・貸金業者については、業務の適正な運営を図るために十分な態勢を確保するよう指導・監督していく(ヤミ金対策を含む)。 ・前払式支払手段発行者、資金移動業者については、適切な業務運営やサービスの適切な実施を確保するよう指導・監督。</p> <p>② 金融サービス利用者の利便性向上のため、金融サービス利用者相談室において、利用者目線に立った行政という観点から、利用者からの質問・相談・意見等の一元的な受付及び適切な対応を行うとともに、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向け事前相談の提供を実施し、相談体制等の充実を推進。</p> <p>③ 金融ADR連絡調整協議会等の枠組みも活用し、金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討。 ・新たに策定した指定機関向け監督指針に沿った監督を通じて、利用者の信頼性向上や各指定機関の特性を踏まえた運用の整合性の確保を図る。また、金融ADR連絡協議会を活用し、指定機関間の連携強化に取り組む。</p> <p>④ 自治体の主体的な取組みを促し、相談窓口を訪れる契機とするため、周知・広報の取組みを実施。 ・財務局等で直接相談を受け付けるほか、各局の相談員向け研修機会の充実等、各局管内の都道府県等の取組みをバックアップ。</p>

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成26年度の主 な事務事業(案)	26年度の主な事務事業(案)の概要
		⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応	⑤ ・犯罪の抑止に向けた金融機関の取組みを促進(預金口座の不正利用に関し、警察当局への速やかな情報提供等を含む)。 ・振り込み詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促す、③預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込み詐欺救済法(20年6月施行)の円滑な運用に取り組む。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、預貯金者保護法等を適切に運用。 ・無登録業者等による未公開株式・ファンドの販売・勧誘や無届募集等については、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止・停止命令の申立てや悪質な業者名の公表、警告書の発出等により適切に対応。	⑤ ・25年9月に策定・公表した主要行等・中小地域金融機関向け監督指針において、振り込み詐欺など他人の財産を害する犯罪の撲滅に向けた対策を、監督上の重点事項とした。また、26年2月、振り込み詐欺等の未然防止を図るリーフレットを作成、当庁ウェブサイトに掲載するとともに、関係団体に対して、周知を依頼した。 ・預金口座の不正利用に関し、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行い、これを受けた金融機関において、利用停止・強制解約等が行われた。 ・振り込み詐欺等の被害者に対する返金率の向上のため、返金制度に係るインターネット広告等により、広く一般国民に向けて周知した。 ・預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業を広く一般国民に向け周知した。なお、当該事業に係る奨学金の貸与等については、公益財団法人日本財団において滞りなく実施された。 ・25年9月に策定・公表した主要行等・中小地域金融機関向け監督指針において、前年に引き続き、偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキングを用いた不正な預金の払出しを防止する対策等への的確な対応を監督上の重点事項とした。 ・インターネットバンキングを使用した不正送金事案が増加したことから、業界団体に対して、万全の対策を講じるよう要請。 ・「預貯金者保護法」の施行状況等を把握するため、金融機関から犯罪発生報告を受け、必要に応じてフォローアップを実施。また、偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況をとりまとめ、四半期ごとに公表。 ・金融庁において、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、被害拡大の防止に向けた国民への注意喚起を行うとともに、警告書の発出・公表を152件実施した。また、証券取引等監視委員会において、無登録でファンドの販売・勧誘する行為等が認められた1件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行った。 ・金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者29社について、社名・代表者名・法令違反行為等を公表した。また、証券取引等監視委員会において、無登録でファンドの販売・勧誘する行為等が認められた1件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行った。		⑤ 金融関連の犯罪等に対する厳正かつ適切な対応	⑤ ・犯罪の抑止に向けた金融機関の取組みを促進(預金口座の不正利用に関し、警察当局への速やかな情報提供等を含む)。 ・振り込み詐欺等の被害者の財産的被害の迅速な回復等のため、引き続き、①官民一体による返金制度の周知徹底を図るとともに、②金融機関から被害者への返金状況の把握等を通じて、金融機関による返金に係る取組みを促す、③預保納付金を用いた犯罪被害者等支援事業の周知徹底を図るなど、振り込み詐欺救済法の円滑な運用に取り組む。 ・偽造キャッシュカード等による被害の防止等のため、金融機関におけるセキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう取り組む。 ・無登録業者による詐欺的な投資勧誘等及び無届募集等については、被害拡大の防止・被害の迅速な回復等に向け、国民への注意喚起、実態把握、金融商品取引法違反行為に係る裁判所への禁止・停止命令の申立てや悪質な業者名の公表、警告書の発出等により、厳正かつ適切に対応する。 また、関係省庁等とも連携しつつ、被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。 ・法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者については、裁判所への禁止・停止命令の申立てや社名・代表者名・法令違反行為等の公表、警告書の発出等により、厳正かつ適切に対応する。
	2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 [達成目標] 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること	① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮 ② 地域密着型金融の促進	① ・金融機関が利用者ニーズに応えるため、各金融機関における、きめ細かな経営相談・指導等の新たな取組み(顧客企業の経営改善、事業再生、育成・成長につながる新規融資に関する取組み等)について、その実態把握に努めるとともに、積極的な対応を促進。 ② ・地域金融機関の地域密着型金融に係る自主的な取組みの一層の促進。	① ・平成25事務年度主要行等向け及び中小・地域金融機関向け監督方針において監督重点分野として「成長可能性を重視した金融機関の新規融資の取組みの促進」等掲げ、金融機関に対して積極的な取組みを促していくことを明記した上で、金融機関が、「投資子会社・エクイティファンド等を活用した創業・起業、新事業の立上げ等による企業の成長、事業の再生に対する支援、多様な金融手法(DDS、DES、ABL等)の積極的な活用、新たな顧客ニーズに対応したリアル商品(NISA、教育資金預金・信託等)の提供等の取組みを主体的に行っているかについて確認する。」という考え方を示した。 ・新規融資に対する経営戦略、与信審査状況、海外向けビジネスの現状と課題、ABLに関する取組みの現状と課題、税制改正に対応した商品開発への対応状況等について、金融機関との各種ヒアリングの機会を通じて確認を行った。 ・金融業界以外の複数の有識者からヒアリングを実施しオフサイトモニタリングの充実を図った。 ・金融機関による、顧客企業の成長可能性を重視した新規融資の積極的な取組みを促すため、監督方針において13項目の着眼点を明記するとともに、25年10月には、中小企業に対する新規融資や経営改善支援等にかかる先進的な取組み等を取りまとめた事例集を公表。 ・金融機関が、担保・保証に過度に依存することなく適切なリスクテイクを行うことを阻害している要因は何か、また、融資決定のプロセス等において、債務者企業の財務内容だけでなく事業内容(その成長性や課題等)をどの程度適切に評価しているかといった観点から、金融機関の取組み状況について実態把握を行った。 ・「中小企業における個人保証等の在り方研究会」(中小企業庁・金融庁共同設置)において25年5月に公表された報告者を具現化するため、一定の条件を満たす場合には保証を求めないこと等を盛り込んだ「経営者保証に関するガイドライン」を策定・公表した(25年12月)。 ・本ガイドラインについて、周知・広報に努めるとともに、監督指針や金融検査マニュアルにガイドラインに基づく対応態勢の整備等に関する着眼点を追加する等、金融機関等に対して積極的な活用を促した。 ② ・各種ヒアリングを通じ金融機関による地域経済の活性化への貢献に向けた取組状況等を確認。 ・金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する観点から、各財務局等において、地域密着型金融に関するシンポジウムを開催するとともに、特に先進的な取組みや、広く実践されることが望ましい取組みを行っている金融機関に対し顕彰を実施。	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮のために、金融機関が、①成長分野などへの新規融資を含む積極的な資金供給を行うこと、②中小企業等の経営改善・体質強化の支援を本格化していくことを資金需要の掘り起し等のための工夫・取組みを確認することや、コンサルティング機能の発揮状況や中小企業に対する経営再建計画の策定支援、抜本的な事業再生支援の取組み状況について確認することにより強く促した。 また、中小企業等の経営者による個人保証の契約時等における課題解決として、「経営者保証に関するガイドライン」の策定に関与するとともに、本ガイドラインの周知・広報にも努めた。 さらに、地域経済活性化支援機構の積極的な活用を通じた、金融機関による中小企業の事業再生・経営改善支援を推進した。 アジア地域等へ進出する日本企業に十分な金融サービスが提供できる環境整備に努める等、資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるために様々な施策を講じているが、今後もこうした取組みを一層進め、浸透・定着を図っていく必要がある。	① 顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮 ② 地域密着型金融の促進	① ・日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、顧客企業と向き合い、顧客企業の経営改善や事業再生に向けた支援のみならず、適切にリスクを管理しつつ、新規融資を含む積極的な資金供給を行い、顧客企業の育成・成長を強力に後押しするという金融機関が本来果たすべき役割を一層発揮していくことが重要であるとの基本的考え方に沿って、引き続ききめ細かい実態把握に努めつつ、金融機関による積極的な金融仲介機能の発揮を促進。 ・地域金融機関が、担保・保証に過度に依存することなく適切なリスクテイクを行えるよう、融資決定のプロセス等において、企業の事業内容(その成長性や課題等)を適切に評価するための能力の向上に向けた取組み等を、金融モニタリングの実施等を通じて促進。 ② ・地域金融機関の地域密着型金融に係る自主的な取組みの一層の促進

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成26年度の主な 事務事業(案)	26年度の主な事務事業(案)の概要
		③ 中小企業の経営改善・事業再生支援	③ ・地域経済活性化支援機構の活用により中小企業の事業再生を強力に推進するとともに、機構の新規業務であるファンド運営業務や専門家派遣業務等を活用し、地域の再生現場の強化を図る。また、中小企業再生支援協議会を始めとする様々な中小企業支援策と連携した、中小企業の経営改善・事業再生が促進されるよう、引き続き関係省庁等と連携して取組みを進める。 ・金融機関が新規融資を含む円滑な資金供給や貸付条件の変更等に努めるとともに、中小企業・小規模事業者の経営支援に最大限取り組むよう促していく。また、中小企業の経営支援に関する取組状況等について、具体的に分かりやすく公表していくように促していく。 ・中小企業金融に関するアンケート等による実態把握。 ・金融円滑化に係る検査（コンサルティング機能の発揮状況等の検証）を実施。 ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構等の活用促進も含めた、被災者支援等の促進。 ・円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針や資本金借入金の積極的活用等を周知徹底。	③ ・監督方針において、本事務年度を「中小企業の経営改善・体質強化の支援を本格化させる重要な1年」と位置付け、金融機関に対して、経営改善・事業再生の支援に積極的に取り組むよう促した。 ・地域経済活性化支援機構の改組後の支援決定件数は26年3月末で10件、また、金融機関と機構が連携し、3の事業再生ファンド、1の地域活性化ファンドを組成、機構が地域金融機関等に対して19件の特定専門家の派遣を決定した。また、中小企業再生支援協議会における再生計画の策定件数は、25年12月末で1,209件。 ・金融機関による成長分野等への積極的な資金供給及び中小企業等の経営改善・体質強化の支援を促進するため、先進的な取組事例等を取りまとめた事例集を定期的に公表・周知。また、中小企業等の本業支援を担える専門人材の活用事例等を取りまとめた事例集を公表・周知。 ・中小企業の経営改善等に関する取組状況の定期的な開示の義務付け等を盛り込んだ内閣府令等を改正した（平成25年3月）。 ・地域経済活性化支援機構等と連携し、地域金融機関に対して事業再生ファンド・地域活性化ファンドの積極的な設立・活用を促した。 ・平成25年12月に「いわゆる二重債務問題に係る被災者支援の促進について」を発出し、金融機関に対し、被災者のきめ細い状況把握、東日本大震災事業者再生支援機構の積極的な活用及び個人版私的整理ガイドラインの利用を積極的に勧めることを要請。 ・政府広報、チラシ配布、無料相談会の開催などにより、個人版私的整理ガイドラインの活用を促進。 ・金融モニタリング基本方針に基づき、地域金融機関等に対するモニタリングにおいて、中小企業の経営改善・事業再生支援等の取組み（円滑化法適用企業への対応を含む）と課題等について、実態把握を行った。 ・「金融検査マニュアル別冊【中小企業融資編】」の内容について、中小企業向けの説明会を全国の財務局において開催した。		③ 中小企業の経営改善・事業再生支援	③ ・監督方針等に基づき、金融機関に対し、外部専門家等と連携した積極的なコンサルティング機能の発揮等により、新規融資や経営改善・事業再生支援等に関する積極的な取組みを促すとともに、中小企業の本業支援を担うことができる専門人材を適切に活用できる仕組みを検討する。また、金融面における中小企業支援策として以下のような取組みを行う。 ①「地域経済活性化支援機構」の積極的な活用 ②事業再生ファンド、地域活性化ファンドの設立・活用の促進。 ③「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進 ④新規融資や経営改善・事業再生支援等の先進的な取組事例等の定期的な公表 ・個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進も含めた、被災者支援等の促進。 ・地域金融機関に対するモニタリング等を通じ、中小企業等の経営改善・事業再生支援の取組状況や、そのために必要な態勢整備の状況等について、継続的に実態把握を進める。
		④ 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	④ ・主要行等において、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際のきめ細やかな金融サービスの提供を促進。	④ ・平成25事務年度監督方針において、金融機関が、企業の海外進出支援等の取組みを主体的に行っているかについて引き続き確認するとともに、主要行等と地域金融機関とか協働してこれにあたってのことも新たに確認することとした。 ・金融機関に対するヒアリング等を通じ、各金融機関ごとの海外業務の展開方針（特にアジアにおける展開のあり方）、重点地域・戦略分野等を把握した。 ・「緊急経済対策（平成25年1月11日閣議決定）」を受けて「信用金庫・信用組合による会員・組合員の海外子会社への融資等の解禁」等のスキームを整備するなど、地域金融機関による日本企業の海外展開支援を促した。		④ 企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	④ ・主要行等において、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際のきめ細やかな金融サービスの提供を促進。
		⑤ 金融機能強化法の適切な運用	⑤ ・金融機能強化法に基づき資本参加した金融機関について、適切なフォローアップを行うほか、活用の検討を促す。	⑤ ・金融機能強化法に基づき3金融機関に対して資本参加を実施した（26年3月）。 ・金融機能強化法に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況を公表（25年3月期は同年8月、25年9月期は26年1月）。 ・金融機能強化法の適切な運用に努めたこと等から、25年度は北洋銀行から1,000億円、紀陽HD（紀陽銀行）から161億円の返済があった。		⑤ 金融機能強化法の適切な運用	⑤ ・金融機能強化法について活用の検討を促すとともに、資本参加した金融機関に対して適切なフォローアップを実施。
		⑥ 銀行等による資本金の供給促進	⑥ ・資本金の供給主体としての銀行等の役割が発揮され得る環境整備（議決権保有制限の見直し）。	⑥ ・銀行等による資本金の供給をより柔軟に行い得るようになるため、議決権保有制限の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した（平成25年6月12日成立、6月19日公布）。これを踏まえ、銀行等本体が議決権を保有できる事業再生会社の範囲等を定めた内閣府令を公布（26年3月31日）。			
3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備		① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 i) 投資信託・投資法人法制の見直し ii) 保険商品・サービスの提供等のあり方についての検討	① ・投資信託・投資法人法制の制度整備。 ・保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社等の業務範囲のあり方並びに保険募集・販売のあり方について検討し、制度を整備。	① ・「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告（24年12月）の提言を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、25年6月に成立・公布された。また、関連の政令・内閣府令の整備等を実施。 ・「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」の報告書（25年6月）を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律案」を国会に提出。	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 26年1月から開始されたNISAの円滑な導入、制度の普及・定着のための監督指針等の制度整備、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえた所要の政令・内閣府令の整備等、国民の資産形成等に真に必要な金融サービスの提供の観点から、必要な制度・環境整備を着実に進めた。 今後も、国民の資産形成等に必要な金融サービスの提供、少子高齢化社会にふさわしい保険等の金融サービスの提供は引き続き重要であり、取組みを一層進める必要がある。	① 顧客が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備 i) 投資信託・投資法人法制の見直し ii) 保険募集の更なる質の向上等に向けた所要の制度整備	① ・投資信託商品の多様化及びREITを巡る諸問題を踏まえ、投資信託・投資法人法制関連法案の国会提出等所要の制度整備。 ・保険募集の更なる質の向上等に向けた所要の制度整備。

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成26年度の主 な事務事業(案)	26年度の主な事務事業(案)の概要
		② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための制度・環境整備	② ・平成26年度1月より導入される日本版ISAについて、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大する観点からの環境整備を推進。 ・国民金融資産の運用のあり方に関する調査研究を行う。	② ・NISAの円滑な導入・普及・定着を促進するため、①「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、NISAを利用した取引の勧誘に係る留意事項を盛り込んだほか、②NISAの利便性向上に向け、26年度税制改正において、1年単位での口座開設金融機関の変更や、NISA口座を廃止した場合の再開設を可能とすることを要望(26年度税制改正で実現)。さらに、関係業界の協力も得ながら、制度の周知・広報に取り組んだ。 ・特にアセット・マネジメント、ウェルス・マネジメント分野でめざましい発展をみせているシンガポールについて、その発展を支えた制度や環境に関する調査研究を実施。 ・金融システム上重要な金融機関(SIFIs)や地域銀行等における手数料ビジネス(投資信託の窓口販売等)について、各金融機関の経営戦略上の位置づけ等に関する水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネー供給の促進にも貢献する業務のあり方を検証した。		② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備	② ・NISAの普及・定着に向けた取組みを推進。 ・金融機関の手数料ビジネス(投資信託の窓口販売等)について、25年度の成果も踏まえた水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネーの供給促進にも貢献する業務のあり方について、引き続き検証。
Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築	1 市場インフラの構築のための制度・環境整備 [達成目標]信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること	① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 ② 国債取引・貸株取引等に関する市場インフラの構築 ③ EDINETの整備	① ・一定の店頭デリバティブ取引等について、取引情報保存・報告制度等の適切な実施。 ・一定の店頭デリバティブ取引等について、電子取引基盤での取引執行が義務付けられたことを踏まえ、円滑な施行に向けた制度整備。 ・清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の提供開始に向けた取組み等をサポートし、国際議論に積極的に参画。 ② ・日本国債清算機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みをサポート。 ・貸株取引の決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みをサポート。 ・国際議論を踏まえ、清算機関等に対し、「金融市場インフラのための原則」に沿うよう適切な監督を実施。 ③ ・次世代EDINETの25年度中の稼働開始に向け、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のため、必要なシステム開発等を引き続き実施。	① ・清算集中義務拡大を盛り込んだ「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等のパブリックコメントの実施に向けて検討を進めた。 ・電子取引基盤の利用義務に係る政令・内閣府令等の策定に向け、市場関係者と意見交換を行い検討を進めた。 ・清算機関における店頭デリバティブ取引の清算参加者の段階的拡大に係る検討内容を審査の上、認可した(日本証券クリアリング機構の直接参加者の顧客が間接参加者として新たに清算参加する、いわゆる「クライアント・クリアリング」が26年2月から開始)。 また、英国FSAが主催するLCH Swap ClearやICE Clear Europeなどの協調監督の枠組みに、我が国も積極的に参画した。 ② ・「金融・資本市場に係る制度整備について」(22年1月公表)及び「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」(22年6月公表)に基づき、市場関係者が行った、国債取引の決済期間の短縮化(T+1)の実現に向けた論点整理の検討に参画するとともに、検討結果をホームページで公表するなど、市場関係者の取組みを支援した。 ・日本証券クリアリング機構と日本国債清算機関の経営統合(25年10月)に際して、適切な態勢整備が行われるよう、認可のための審査を行った。 ・「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」(22年12月公表)に基づき導入された貸株取引のDVP決済(26年1月導入)に関し、ほふりクリアリングの業務方法書の変更認可等の審査を行った。 ・金融市場インフラに係る国際原則を踏まえ、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」を策定・公表した(25年12月公表)。清算・振替機関等に対しては、監督指針に基づいて適切な態勢整備を行うよう監督を行った。 ③ EDINETについては、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等による開発等を行い、平成25年9月より新システムを稼働した。	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 25年度において、電子取引基盤の利用義務に係る政令・内閣府令の整備に向けた市場関係者との積極的な意見交換、清算対象の段階的拡大や国債取引の決済リスク削減のための市場関係者における取組みの支援を行ったほか、清算・振替機関等向けの総合的な監督指針の策定・公表を行うなど、市場インフラの構築のための制度・環境整備を着実に進めた。EDINETの稼働率についても、100%を確保した。 今後も、国際合意等を踏まえつつ、市場インフラの構築のための制度・環境整備を一層進めていく必要がある。	① 店頭デリバティブ取引に関する市場インフラの構築 ② 国債取引等に関する市場インフラの構築 ③ EDINETの整備	① ・一定の店頭デリバティブ取引等について、取引情報保存・報告制度等の適切な実施。 ・一定の店頭デリバティブ取引等について、電子取引基盤の使用が義務付けられたことを踏まえ、円滑な施行に向けた制度整備。 ・中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書が示されたことを踏まえ、当該規制に係る制度整備。 ・清算機関による店頭デリバティブ取引の清算業務の拡充に向けた取組み等をサポートし、国際議論に積極的に参画。 ② ・清算機関の利用拡大に向けた取組みや、決済期間の短縮化等に係る市場関係者の取組みをサポート。 ・国際議論を踏まえ、清算機関等に対し、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に基づき、適切な監督。 ③ EDINETについては、今後もシステムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減を考慮した開発及び検討等を行う。
	2 市場機能の強化のための制度・環境整備 [達成目標]我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること	① 「日本総合取引所」の創設に向けた取組みの促進 ② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化 ③ 不動産投資市場の活性化 ④ 上場企業等の実効性ある企業統治のあり方に関する検討	① ・日本取引所グループ設立を踏まえ、利用者利便の向上などを図る取組みを支援。 ・総合取引所の早期実現に向け、取引所等関係者への働きかけや、改正金商法の着実な実施のため関係政府令の整備を行う。 ② ・新規・成長企業へのリスクマネーを供給する仲介機能を強化するため、金融面から、クラウドファンディング・地域における資金調達を促す取組み・新規上場のための負担軽減について検討。 ③ ・J-REIT市場の活性化のための制度整備を推進。 ④ ・企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が適切に受託者責任を果たすための原則のあり方等について検討。	① 総合取引所実現に向けた規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(24年9月成立・公布)に係る関係政府令等(行為規制に係る部分を除く)を整備(26年3月)。また、26年3月24日に、日本取引所グループにおけるデリバティブ市場が統合された。 ② 金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」において25年12月に報告書が公表され、本報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(26年3月)。 ③ 投資法人に関する規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(25年6月成立・公布)に係る関係政府令等(投資法人へのインサイダー取引規制の導入)を公布した(26年4月施行予定)。 ④ 平成25年8月に「日本版ステュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が設置され、「『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版ステュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」が策定・公表された(26年2月)。	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 総合取引所の創設のための法律及び関係政府令等の施行、「新規・成長企業へのリスクマネー供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の国会提出、投資法人に関する規制の見直しのための関係政府令等の施行、「『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版ステュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」の策定・公表、等を既に行っており、我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されるための取組みを着実に進めてきた。 今後も、市場機能の強化のための制度・環境整備を一層推進していく必要がある。	① 総合取引所の実現に向けた取組の促進 ② 新規・成長企業へのリスクマネーの供給促進 ③ 不動産投資市場の活性化 ④ 「日本版ステュワードシップ・コード」の定着に向けた取組み等の実施状況	① ・総合取引所における商品デリバティブ取引に係る行為規制のあり方について、引き続き検討。 ② ・「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書等を踏まえた26年金融商品取引法改正に係る関係政府令の整備のほか、上記報告書等を踏まえた関係政府令・ガイドライン等の整備。 ③ ・投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等を図るため、25年金融商品取引法等の一部を改正する法律に係る関係政府令の整備。 ④ ・「『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版ステュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」(平成26年2月策定)の定着を図るとともに、上場企業等の実効性ある企業統治の実現等に向けた環境を整備。 ・その他、上場企業等の企業統治に係る法令や取引所規則等の定着状況を踏まえ、必要に応じ、適切に対応。

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成26年度の主 な事務事業(案)	26年度の主な事務事業(案)の概要
	<p>3 市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること</p>	<p>① 不正取引の規制に関する制度整備と課徴金制度の適切な運用</p> <p>② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保</p> <p>③ 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進</p> <p>④ 包括的かつ機動的な市場監視</p> <p>⑤ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引への対応</p> <p>⑥ 不正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施</p>	<p>① ・インサイダー取引等の不正取引の規制に関する以下の制度整備を行う。 (1)「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ(平成23年度)」報告書に基づく、純粹持株会社等に係る重要事実等に関する制度整備。 (2)「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ(平成24年度)」報告書に基づく、情報伝達・取引推奨行為に対する規制等に関する制度整備。 (3)平成24年金融商品取引法改正に基づく、関係政府令の整備。 ・不正取引に対して、課徴金制度を適切に運用。</p> <p>② ・必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上を推進。 ・有価証券届出書等の記載内容の適切性が確保されるよう財務局等を通じた事前相談・審査等を行う。 ・有価証券報告書レビューの実施等を通じて有価証券報告書等の継続開示書類の記載内容の適切性の確保に努める。特に、不正ファイナンス防止の観点から重点的な審査に努める。 ・虚偽記載、不提出等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。</p> <p>③ ・IFRSの設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に関与していくとともに、個別の会計基準の開発等において、積極的に意見を発信(企業会計審議会等の議論においての、総合的な議論展開を含む)。 ・IFRSの任意適用の円滑な実施に努める。 ・企業会計基準委員会による質の高い会計基準の開発や研究等の取組みを支援。</p> <p>④ ・発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化。 ・幅広い情報収集と個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を実施。</p> <p>⑤ ・当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、海外当局と緊密に連携するなど、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引に対する監視を強化。</p> <p>⑥ ・不正取引に対する迅速・効率的な調査を実施し、法令違反行為が認められた場合には、金融庁に課徴金納付命令を勧告。</p>	<p>① ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ(23年度)」報告書(23年12月15日公表)及び「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(24年9月6日成立・同月12日公布)等を踏まえ、関係政府令を整備した(25年9月4日公布・同月6日施行)。 ・金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ(24年度)」報告書(24年12月25日公表)等を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」を25年4月16日に国会に提出した(同年6月12日成立・同月19日公布)。加えて、本改正法を踏まえ、関係政府令を整備した(政令は26年1月24日公布・内閣府令は同年2月14日公布・いずれも同年4月1日施行)。</p> <p>② ・有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点について公表した。 ・開示書類の虚偽記載等の違反行為に対し、課徴金納付命令の勧告に伴う審判手続開始の決定及び審判官による審判手続を経て課徴金納付命令の決定を行った。 ・無届募集であることが判明した場合、発行者に対し有価証券届出書等の提出を慫慂したほか、捜査当局への情報提供、警告書の発出を行った。</p> <p>③ ・企業会計審議会において取りまとめられた「当面の方針」において、①IFRSを任意適用できる会社の要件緩和、②「修正版IFRS」の作成、③金商法における単体財務諸表の簡素化が示された。 ・①については25年10月、③については26年3月に閣議決定を改訂した。②については現在も企業会計基準委員会(ASBJ)において検討が進められている。 ・こうした取組により、IFRSの任意適用会社数は、正式にIFRSを任意適用すると公表した会社を含め33社となっている。</p> <p>④ ・1,043件の取引審査を実施し、問題が把握された取引について、証券監視委内の調査・検査担当課室において一層の究明を行った。 ・一般投資家等からの情報受付について、26年3月に証券監視委ウェブサイトの改修等を行い、より有用な情報を収集する体制を整えた。</p> <p>⑤ ・海外証券規制当局との情報交換枠組みの活用等を通じ、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引について、6件の課徴金納付命令勧告を行った。 ・海外当局との人材交流等や国際会議の出席等を通じて、クロスボーダー取引にかかる調査等についての意見交換を行うことにより、一層の連携強化を図った。</p> <p>⑥ ・インターネット取引や複数口座を用いた事案など不正取引の傾向の変化に対応するため、電磁的記録の保全・復元・解析等の作業(デジタルフォレンジック)の運用体制の整備等を行うとともに、迅速・効率的な取引調査を実施した結果、25年度は35件の課徴金納付命令勧告を行った。</p>	<p>(測定結果) B「相当程度進展あり」</p> <p>(判断根拠) 金融庁においては、インサイダー取引規制について関係法令を整備したことや、自主規制機関等と連携し自主規制規則の見直し等が行われたこと等から、市場の公正性・透明性を確保するための制度整備等について目標どおり貢献することができたと考えている。また、公募増資インサイダー事案を受けた一連の再発防止に向けた取組みにより、証券会社における情報管理態勢は強化されてきていると考えているが、引き続き、証券会社等の再発防止策の定着状況をフォローしていく必要がある。 証券取引等監視委員会においては、不正取引に対する取引調査、ディスクロージャー違反に対する開示検査、必要に応じた課徴金納付命令の勧告、市場の公正を害する悪質な事案については、検察庁への告発を行った。また、クロスボーダー取引等を利用した不正取引に対しては、海外当局と緊密に連携して対処した。 更に、証券監視委の活動状況等の情報発信など市場規律の強化に向けた取組みについても積極的に行った。 今後、より一層、人材育成や海外当局との一層の連携強化や、デジタルフォレンジックの運用体制の強化に努めていく必要がある。</p>	<p>① 課徴金制度の適切な運用</p> <p>② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性の確保</p> <p>③ 国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組みの推進</p> <p>④ 包括的かつ機動的な市場監視</p> <p>⑤ クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引への対応</p> <p>⑥ 不正取引に対する迅速・効率的な取引調査の実施</p>	<p>① ・不正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に対して、課徴金制度を適切に運用。</p> <p>② ・必要に応じ、行政対応の透明性・予測可能性の向上を推進。 ・有価証券届出書等の記載内容の適切性が確保されるよう財務局等を通じた事前相談・審査等を行う。特に、不正ファイナンス防止の観点から重点的な審査に努める。 ・有価証券報告書レビューの実施等を通じて有価証券報告書等の継続開示書類の記載内容の適切性の確保に努める。 ・有価証券報告書等の虚偽記載等の違反行為に対して、課徴金制度を適切に運用する。</p> <p>③ ・海外当局との連携を強化し、国際会計基準(IFRS)の設定主体におけるガバナンス強化等に積極的に参加・貢献するとともに、我が国におけるIFRS適用に関する取組みについて、積極的に海外情報発信を行う。 また、わが国におけるIFRSへの対応については、企業会計審議会において取りまとめられた「当面の方針」を踏まえ、任意適用の積上げを図るとともに、意見発信の強化に取組む。 ・企業会計基準委員会(ASBJ)による質の高い会計基準の開発や研究等の取組みを支援。</p> <p>④ ・発行市場・流通市場全体に目を向け、クロスボーダー取引への監視を強化していく。 ・幅広い情報収集・問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てる。</p> <p>⑤ ・海外当局と緊密に連携して対処するなど、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不正取引に対する監視を強化。</p> <p>⑥ ・不正取引に対する迅速・効率的な調査を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令を発出するよう金融庁に対し勧告を行う。 ・金融商品取引法改正に伴う課徴金の対象拡大に適切に対応するとともに、デジタルフォレンジックの運用体制の充実や積極的な活用などにより、取引調査の一層の迅速化・効率化に努める。 ・課徴金事例集の内容の充実など情報発信の多様化に努める。</p>

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成26年度の主 な事務事業(案)	26年度の主な事務事業(案)の概要
		<p>⑦ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p> <p>⑧ 犯則事件に対する厳正な調査の実施</p> <p>⑨ 自主規制機関との適切な連携</p> <p>⑩ 市場参加者の規律強化に向けた取組み</p>	<p>⑦ ・有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を実施し、法令違反行為が認められた場合には、金融庁に課徴金納付命令・訂正報告書提出命令の勧告を行うとともに、自主訂正等により適正な情報開示が行われるよう開示企業へ働きかけ。</p> <p>⑧ ・金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、デジタルフォレンジックを十分に活用し、必要に応じて捜査機関や海外当局等とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、犯則の心証を得たときは告発を行う。</p> <p>⑨ ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引所及び金融商品取引業協会と連携し、各自自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。</p> <p>⑩ ・自主規制機関など関係諸団体との間で、意見交換や講演等を実施し、検査・調査等で把握した問題意識の共有を図る。 ・証券監視委の勧告・告発事案など、活動状況について、事案の市場や社会における位置づけや影響を含め、情報発信に取り組む。</p>	<p>⑦ ・市場関連部局等との連携を図りつつ、検査の端緒となる市場内外の情報を収集・分析するとともに、デジタルフォレンジックの積極的な活用等による効率的な開示検査を実施した結果、25年度は9件の課徴金納付命令勧告及び1件の訂正報告書の提出命令勧告を行った。</p> <p>⑧ ・25年度は、<u>インサイダー取引事件、相場操縦事件及び風説の流布事件について3件の告発を行った。</u> ・その他、<u>クロスボーダーでの不正行為に対処するため、証券規制当局間の情報交換枠組みを積極的に活用し、米国証券取引委員会をはじめとする海外当局との間で調査に有用な情報を交換し、それら当局による処分等の働きかけにも努めた。</u></p> <p>⑨ ・<u>公募増資インサイダー取引事案の再発防止を図るため、日本証券業協会のワーキング・グループ（金融庁も参加）において検討が行われ、25年4月に必要な自主規制規則の改正が行われた。</u> ・<u>高齢顧客に対する勧誘・販売に関するトラブルの発生等を受け、日本証券業協会のワーキング・グループ（金融庁も参加）において検討が行われ、25年12月に必要な自主規制規則の制定等が行われた。</u> ・<u>一部の個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあること等を踏まえ、金融先物取引業協会及び日本証券業協会のワーキング・グループ（金融庁も参加）において検討が行われ、25年7月及び11月に必要な自主規制規則の制定が行われた。</u> ・<u>通貨関連デリバティブ取引等について、スリッページの非対称な取扱いが行われていたこと等を踏まえ、当庁と金融先物取引業協会が連携して検討を行い、25年8月に必要な自主規制規則等の改正が行われた。</u> ・25年4月、上場会社等に対し、自社ウェブサイト等に会社情報を掲載する際の留意事項を、金融庁と各金融商品取引所の連名で通知した。加えて、各金融商品取引所と連携を図り、25年6月に必要な取引所規則の改正が行われた。</p> <p>⑩ ・25年度は、自主規制機関と36回の意見交換等を行い、市場における諸問題について認識を共有した。 ・また、市場参加者等に対する講演を42件、機関誌等各種広報媒体への寄稿を45件実施し、証券監視委の活動状況や問題意識等を情報発信することで、市場規律の強化に努めた。 ・課徴金事例集について、事案の内容をより充実させ、講演・寄稿等においても積極的に活用した。 ・26年2月には、証券監視委ウェブサイトについて、利用者の使いやすさに配慮したレイアウトの見直しを行った。</p>		<p>⑦ ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施</p> <p>⑧ 犯則事件に対する厳正な調査の実施</p> <p>⑨ 自主規制機関との適切な連携</p> <p>⑩ 市場参加者の規律強化に向けた取組み</p>	<p>⑦ 以下の取組みを進めつつ、有価証券報告書の虚偽記載等に対する迅速・効率的な検査等を引き続き実施し、法令違反行為が認められた場合には、課徴金納付命令の勧告を行う等適切に対応する。 ・市場内外の様々な情報を収集・分析するとともに、不正会計に係る国内外の調査研究結果を活用し、事案発掘に対する新たな分析手法の開発に向けた検討を行い、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に見出すよう努める。 ・デジタルフォレンジックの積極的な活用。 ・市場関連部局との連携を進め、公認会計士協会、監査法人及び金融商品取引所の間でも、粉飾事例等に関する情報の共有等により、連携を強化。</p> <p>⑧ ・金融・資本市場の公正を害する悪質な行為に対して、デジタルフォレンジック等を十分に活用し、必要に応じて各地域の捜査機関や財務局、更に海外当局とも連携のうえ、厳正な調査を実施し、調査の結果、犯則の心証を得たときは、検察官に対して告発を行う。</p> <p>⑨ ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引業協会及び金融商品取引所と連携し、各自自主規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。また、各金融商品取引業協会に共通する横断的な政策課題が生じた場合には、各協会が連携して取り組めるよう働きかけを行う。 ・<u>第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が少数にとどまっていることから、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行う。</u></p> <p>⑩ ・各市場参加者による自主的な取組みによって市場規律が全体として強化されるよう、自主規制機関や市場の公正性確保に重要な役割を持つ諸団体等との間で、意見交換等を通じ、検査や調査等で把握した問題意識の共有等を図る。 ・勧告・告発事案等の公表にあたっては、その事案の市場や社会における位置づけや影響についても情報発信に取り組む。</p>

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成26年度の主 な事務事業(案)	26年度の主な事務事業(案)の概要
Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築	4 市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備 [達成目標] 金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること	① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査・監督の実施 ② 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携	① ・報告徴求等により法令違反の事実等の問題が確認された業者や、証券監視委の検査で問題が認められた業者に対して、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を実施。さらに、業務改善の状況を適切にフォローアップ。 ・公募増資インサイダー問題を踏まえた金商業者等による法人関係情報の管理や、A I J 事業を踏まえた投資運用業者等の受託者責任を検証し、適切な業務運営態勢の整備を指導・監督。 ・グループベースでの自己資本充実の状況やリスク管理態勢等について実態を把握。 ・金商業者等に対する効率的・効果的な検査を実施し、問題点を指摘するほか、重大な法令違反行為等には行政処分を勧告。 ・中小金商業者等に対する検査のカバレッジが低いという指摘を踏まえ、検査の実施回数を増加。 ・投資一任業者に対する集中的な検査を継続。年金運用ホットラインによる情報収集・分析を強化。 ・金商業者等の業務の国際化に対応し、証券当局間の情報交換枠組み等を活用して、海外当局と密接に連携しながら検査を実施。 ② ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引所及び金融商品取引業協会と連携して、各自規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討。	① ・法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融商品取引業者17者に対し、行政処分を行った。 ・証券会社の自己資本規制について、パーゼルⅢの開示規制に対応するため、告示を改正した。 ・証券取引等監視委員会において、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた11件について、検査結果を公表等を行った。また、当該11件を含め、金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者29社について、社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行った。 ・新たな取組みとして、大手証券会社グループに対する年間を通じたオン・オフ一体による検査・モニタリングの開始、第二種金融商品取引業者等に対する検査実施件数の増加のための取組み（登録事項検査）等を行った。 ・MRI問題を踏まえ、第二種金融商品取引業者に対する重点的な検査を実施した。 ・検査対象先の選定に当たり、情報の収集先の拡大や深度ある事前分析により、検査実施の優先度の判断等を行い、271件の検査を実施した。特に、第二種金融商品取引業者については、検査実施件数が108件（うち登録事項検査は50件）となり、前年度比88件の増加となった。 ・検査の結果、118業者に対して問題点を通知するとともに、重大な法令違反等が認められた18件（17者）について、行政処分勧告を行った。 ・また、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた11件について、検査結果の公表及び監督部局への情報提供を行った。 ② ・公募増資インサイダー取引事案の再発防止を図るため、日本証券業協会のワーキング・グループ（金融庁も参加）において検討が行われ、25年4月に必要な自主規制規則の改正が行われた。 ・高齢顧客に対する勧誘・販売に関するトラブルの発生等を受け、日本証券業協会のワーキング・グループ（金融庁も参加）において検討が行われ、25年12月に必要な自主規制規則の制定等が行われた。 ・一部の個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客による過度の投機的取引が行われるおそれのあること等を踏まえ、金融先物取引業協会及び日本証券業協会のワーキング・グループ（金融庁も参加）において検討が行われ、25年7月及び11月に必要な自主規制規則の制定が行われた。 ・通貨関連デリバティブ取引等について、スリッページの非対称な取扱いが行われていたこと等を踏まえ、当庁と金融先物取引業協会が連携して検討を行い、25年8月に必要な自主規制規則等の改正が行われた。	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 金融庁においては、重大な問題が認められた金融商品取引業者等に対し、行政処分など、金融商品取引業者等における業務運営態勢の改善に向けた取組みを進めた。また、公募増資インサイダー事案を受けた一連の再発防止に向けた取組みにより、証券会社における情報管理態勢は強化されてきていると考えているが、引き続き、証券会社等の再発防止策の定着状況をフォローしていく必要がある。 証券会社の自己資本規制については、パーゼルⅢの開示規制に対応するため、告示を改正するなど、効率的かつ効果的な監督を行った。 法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、投資者被害の拡大防止、同様の違法行為等の未然防止に努めた。 日本証券業協会等の各種ワーキング・グループに金融庁もオブザーバーとして参加し、自主規制規則の改正等が行われた。 証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査を行い、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を求める勧告等を行った。 クロスボーダー事案については、海外当局と緊密に連携した検査を実施した。 今後、より一層、詐欺的な営業を行う悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者に対し、早い段階で検査に着手し、被害の拡大防止等に努める必要や、第二種金融商品取引業者や投資助言・代理業者については、検査を実施する業者数を増加させる必要がある。	① 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督の実施 ② 金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な検査の実施 ③ 金融商品取引業者等の自主規制機関との適切な連携	① ・金融商品取引業者等を取り巻く環境の変化を踏まえた重点事項の把握、個別金融商品取引業者等の状況等に応じた実態把握、重要な経営課題に焦点を当てた定期又は随時のヒアリングを実施するなど、リスクベースでの効率的かつ効果的な監督に努める。 ・監督指針等の整備を行うとともに、報告徴求等により法令違反の事実等の問題が確認された業者や、証券監視委の検査で問題が認められた業者に対して、業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を含めた機動的な対応を実施。さらに、業務改善の状況をフォローアップ。 ・指定親会社グループ及び特別金融商品取引業者グループに対しては、グループベースでの自己資本の充実の状況やリスク管理態勢等について実態把握を行い、潜在的な問題の顕在化を未然に防止するためのフォワードルッキングな態勢整備を促す。 ・各国当局の意見交換の場も利用しつつ、当局間のベストプラクティスについて情報を収集し、活用。 ② 金融商品取引業者等に対しては、以下の取組みを進めつつ、効率的かつ効果的な検査の実施に努め、問題点が認められた場合には指摘や勧告を行う。 ・検査対象先との双方向の対話を通じ、法令遵守意識及び職業倫理を向上させるよう促す。 ・情報及び分析結果に基づいて検査対象先や検証分野の選定を行う態勢を確立するとともに、業者の特性に応じた検査手法やノウハウの開発・定着。 ・大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループに対しては、オン・オフ一体による検査・モニタリングを実施。 ・中小の金融商品取引業者等については、検査実施業者数を増加させる。 ・悪質な金融商品取引業者等や適格機関投資家等特例業務届出者に対しては、早い段階で検査に着手し、法令違反行為等の実態解明及び被害の拡大防止に努める。 ・デジタルフォレンジック技術を活用した検査態勢を整備。 ・証券検査の事例の分析を行い、情報発信の素材として活用。 ③ ・様々な政策課題の発生に応じ、金融商品取引業協会と連携して、各自規制ルールの見直し等について、積極的に協議・検討する。また、各金融商品取引業協会に共通する横断的な政策課題が生じた場合には、各協会が連携して取り組めるよう働きかけを行う。 ・第二種金融商品取引業協会においては、加盟会員が少数にとどまっていることから、金融庁及び各財務局が同協会と連携し、加盟会員数の拡大に向けた取組みを行う。

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成26年度の主 な事務事業(案)	26年度の主な事務事業(案)の概要
	<p>5 市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備</p> <p>[達成目標] 適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること</p>	<p>① 監査基準等の整備に係る対応</p> <p>② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督</p> <p>③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査</p> <p>④ 海外監査監督当局との協力・連携</p> <p>⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進</p>	<p>① ・企業会計審議会等において、引き続き、適正な会計監査の確保に向け、監査基準等の整備に係る対応を実施。</p> <p>② ・問題事例に対する厳正な処分など、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施。</p> <p>③ ・品質管理レビューに係る適切な審査を実施し、必要な場合は、検査の実施や処分等の勧告を実施（業界横断的な問題点等について、関係機関等との間での意見交換や情報発信等を含む）。</p> <p>・外国監査法人等に対し、報告徴収の実施など適切に対応。</p> <p>④ ・国際会合への積極的な参画及び貢献、情報交換取極めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局と協力・連携。</p> <p>・監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について、審査会業務との関係に焦点を当てつつ、情報収集及び分析を実施。</p> <p>⑤ ・公認会計士試験を円滑に実施するとともに、広報活動を強化。</p> <p>・公認会計士等の活動領域の拡大に係る取組みを進め、公認会計士試験・資格制度の中長期的な在り方について検討。</p>	<p>① 企業会計審議会では、いわゆる「準拠性に関する意見」の表明の形式を監査基準に導入した。また、特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成された財務諸表に対する監査意見の表明の位置付けを明確にすることとし、「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ、公表した。</p> <p>② 監査法人1者、公認会計士8名に対して公認会計士法に基づく行政処分を実施した。</p> <p>③ ・検査については、<u>検証項目を絞り込んだリスクベース・アプローチに基づく実効性の向上や検査班の編成・運用の弾力化等により、24年度に比して2件増となる13事務所に対して実施した。</u></p> <p>・報告徴収については、<u>品質管理システムの整備状況の検証や、監査業界を取り巻く課題に関する実態を把握するため、報告徴収内容を拡充するとともに、柔軟な人員の配置等により、24年度に比して12件増となる70事務所に対して実施した。</u></p> <p>・また、6か国・23の外国監査法人に対して、報告徴収を実施するなど適切に対応するとともに、外国監査法人等に対する検査の実施に向けた態勢整備や当該国当局との一層の連携強化を図った。</p> <p>④ ・監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）第13回ノールドワイク会合に参加し、<u>多国間での情報交換の枠組み（MMOU）のあり方に関する議論の必要性等を提案したほか、同フォーラムの6大国際監査ネットワーク（G P P C）ワーキング・グループに参加し、協同検査やグローバルな品質管理のあり方等について意見を発信するとともに、我が国の大手監査法人検査の結果に基づく提案を行うなど議事の運営に貢献した。</u>なお、<u>25年7月に同フォーラムに新設された執行ワーキング・グループでは、設立以降日本が議長を務めている。</u>また、投資家等ワーキング・グループでは、我が国の投資家代表が参加し、積極的な議論に貢献した。さらに、金融安定理事会（F S B）の要請を受けてI F I A Rが策定した検査指摘事項報告書の取りまとめに向けた取組みに貢献した。</p> <p>・諸外国の監査監督当局との間で、情報交換の枠組み構築に向けた二国間での協議を行い、ルクセンブルクとの間で、監査監督上の協力に関する書簡交換に至ったほか、オランダ、ルクセンブルクの監査制度及び監査監督体制について、我が国と同等であるとの評価を行った。</p> <p>⑤ ・25年夏以降、日本公認会計士協会等の関係者と意見交換を行い、制度改正に限定されない幅広い観点から、公認会計士資格の魅力の向上策について議論を重ねた。また、24年11月に改訂した「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための当面のアクションプラン」に基づく施策を実施した。さらに、25年11月、金融庁、「公認会計士等を巡る諸問題に関する意見交換会」を開催するとともに、「<u>公認会計士等の活動領域の拡大に向けた当面のアクションプラン</u>」を改訂、公表した。</p> <p>・公認会計士試験を公平かつ円滑に実施するため、財務局と連携し、万全な態勢で取り組んだ。また、多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促すとの観点から、全国の5大学で幹部による講演を実施したほか、受験者に対する試験結果に係る情報開示の拡大を行った。</p>	<p>(測定結果) A「目標達成」</p> <p>(判断根拠) 特別目的の財務報告に対する監査の位置づけを監査基準上明確にするかどうか検討し、「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめ公表した。</p> <p>公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な検査・監督に努めた。</p> <p>国際会合への参加や情報交換の枠組み構築に向けた二国間協議等を通じて海外監査監督当局との協力・連携を強化した。</p> <p>公認会計士試験については、試験の公平かつ円滑な実施に努めたほか、試験結果に係る情報開示の拡大を図るなど、試験の透明性・信頼性確保に努めた。また、関係団体と連携しつつ、公認会計士資格の魅力の向上策について議論を重ねるとともに、公認会計士等の活動領域の拡大に向けた施策に取り組んだ。</p> <p>今後も、引き続き上記の取り組みを進める必要がある。</p>	<p>① 監査基準等の整備に係る対応</p> <p>② 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督</p> <p>③ 品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査</p> <p>④ 海外監査監督当局との協力・連携</p> <p>⑤ 優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進</p>	<p>① 企業会計審議会等において、適正な会計監査の確保に向け、監査基準等の整備に係る対応を実施。</p> <p>② 虚偽証明等の問題事例について、厳正な処分を行うなど、公認会計士、監査法人等に対する適切な監督を実施。</p> <p>③ ・品質管理レビューに係る審査を適切に行い、検査や、処分等の勧告を実施（監査法人等に関する幅広い情報の収集・分析、リスク等に応じた検査計画の策定等に留意した検査の実施、報告徴収や機動的な検査対応の一層の活用、業界横断的な問題点等についての関係機関等との意見交換や情報発信等の取組みも含む。）。</p> <p>・外国監査法人等に対する実態把握の実施。</p> <p>④ ・<u>国際的な会合における新たな検討課題（協同検査やI F I A Rの恒久的事務局の設置等）に対する積極的な貢献や、情報交換取極めの締結に向けた交渉の推進などによる海外監査監督当局と協力・連携。</u></p> <p>・監査・会計制度に係る国際的な議論の動向について常に意を用い、審査会における審査・検査の高度化につなげる取組みを実施。</p> <p>⑤ ・<u>日本公認会計士協会や経済界等と連携しつつ、制度改正に限定されない幅広い観点から、公認会計士資格の魅力の向上策について議論を深めるとともに、公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた取組みの推進。</u></p> <p>・公認会計士試験の円滑な実施や、我が国の会計・監査を担う優秀な人材の確保に向けた試験実施面での検討、広報活動の強化、積極的な情報発信の実施。</p>
IV 横断的 施策	<p>1 国際的な政策協調・連携強化</p> <p>[達成目標] 国際的な金融規制改革に積極的に対応すること等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること</p>	<p>① 国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献</p>	<p>① ・国際的な金融システムの安定及び発展のために、金融安定理事会（F S B）などの国際的な金融規制改革の議論に積極的に参画・貢献。また、金融規制改革に関する国際合意について、各国当局等と協調しつつ着実に実施。</p>	<p>① ・G20サントペテルブルク・サミットやG20ブリスベン・サミットに向けて、F S B、バーゼル銀行監督委員会（B C B S）、証券監督者国際機構（I O S C O）、保険監督者国際機構（I A I S）、国際会計基準（I F R S）財団モニタリング・ボード等における国際的な金融規制改革の議論に積極的に参画・貢献した。</p> <p>・F S Bでは、<u>当庁職員がF S B・アジア地域諮問グループの共同議長を25年7月より務め、同年10月に東京での会議を主催するとともに、域内の調査結果をF S B本会合に報告した。</u></p> <p>・I F R S財団モニタリングボードの議長も引き続き当庁職員が務め、年6回の会合を主導するとともに、定款の改訂、同会合の新規メンバーの募集・選定等に貢献。</p>	<p>(測定結果) A「目標達成」</p> <p>(判断根拠) 世界的な金融危機を受けて、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保のために、G20・F S B等を中心に国際的な金融規制改革が進められている中、国際的なルール策定等に積極的に参画・貢献しており、金融規制改革の検討・実施に着実な進展が見られるほか、海外当局との連携も強化している。</p> <p>今後も、引き続き国際的な金融規制改革への積極的な参画などの取組みを進める必要がある。</p>	<p>① 国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献</p>	<p>① 国際金融システムの安定及び発展のために、F S B、B C B S、I O S C O、I A I S、I F R S財団モニタリング・ボードなどの国際的な金融規制改革の議論に積極的に参画・貢献。</p>

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成26年度の主 な事務事業(案)	26年度の主な事務事業(案)の概要
		② 国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応	② ・国際的な金融規制改革について、海外当局と金融協議や意見交換等を積極的に行うなど、各国・地域と戦略的連携を一層強化。 ③ ・金融活動作業部会（FATF）等におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の議論に積極的に参画・貢献。FATFの対日相互審査については、関係省庁との連携のもと、適切に対応。	② ・各国当局とトップレベルで金融協議等を実施し、各国の金融セクターの状況等について積極的な対話を行うとともに、国際的な金融規制改革等についても積極的に議論を行うなど、戦略的連携の一層の強化を図った。 ③ ・マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の国際的取組みに参画するとともに、日本の金融セクター・金融機関等の実情を踏まえ、改訂FATF勧告に係るガイダンス等の策定作業に参画・貢献した。また、第3次対日相互審査結果におけるFATF勧告履行上の指摘事項について、FATF全体会合で改善の進捗状況を報告した。		② 国際的な金融規制改革のための海外当局との連携強化等 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応	② 国際的な金融規制改革について、海外当局と金融協議や意見交換を積極的に行うなど、各国・地域との戦略的連携を一層強化。 ③ FATF等におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の議論に積極的に参画・貢献。FATFの対日相互審査については、関係省庁との連携のもと、適切に対応。
2	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調 [達成目標] アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進する	① アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等	① ・日本企業及び金融機関のアジアにおける事業展開を支援するとともに、アジア諸国の金融・資本市場の発展によりアジア経済の成長を促進するため、これら諸国に対し、1)証券市場、保険等の分野における法制度整備の支援・協力、2)取引所、決済システム、損害保険料率算出機構等金融インフラの設立・整備の支援・協力、3)監督・検査手法等金融行政運営に係るノウハウ等の提供など、ハードとソフトの両面から各国の実情に合わせた技術支援を促進する。また、こうした技術支援に併せて、市場活性化及び成長資金の供給円滑化の観点から、これら諸国における金融規制の緩和を促す。 ・技術支援等の実施に当たっては、個別の国・分野ごとに行動戦略を策定し、相手国との対話（二国間協議等）を通じた関係強化を図ると共に、公的セクター及び民間セクターの関係者と連携して、積極的な取組みを行っていく。 ・また、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、経済連携協定（EPA）交渉等における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、アジアを中心とした金融サービス分野の自由化の進展を図っていく。	① ・25年5月に「日-ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議」を開催。また、日本とASEAN5か国は合同作業部会をそれぞれ開催。また、タイとは、長官・事務次官級の運営委員会を設定し、金融技術協力の広範なテーマにつき、協力関係強化を推進することを合意した。 ・FSBにおいては、当庁職員がFSB・アジア地域諮問グループの共同議長を25年7月より務め、同年10月に東京での会議を主催するとともに、域内の調査結果をFSB本会合に報告した。 ・2国間金融協議については、主だったものでは、長官級の意見交換を12回実施したほか、それ以外でも局長級の意見交換や国際会議の機会を捉えた意見交換など随時実施し、具体的な技術協力の方向性・内容の決定及びインドネシア、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムの5か国の金融当局との覚書締結等の長期的な協力枠組みを構築した。 ・アジア諸国の金融当局との連携強化に資する「アジア金融連携センター」の設立に関する各種準備作業を実施した。 ・韓国証券取引所開設等プロジェクトチームを立上げ、27年秋の証券取引所開業に向け、各般の支援を実施した。 ・金融分野の技術協力を推進するため、ミャンマー財務省に当庁職員を25年12月から派遣。更に人材交流による証券分野の監督能力強化支援を開始した。 ・インドネシア及びミャンマー、モンゴルの当局向けの金融技術協力に関する国別セミナーを実施したほか、モンゴルの当局向けの現地セミナーへの講師派遣や各国訪日調査団への対応などを多数実施した。 ・アジア諸国の金融当局者を対象とした研修事業として、26年1月に銀行監督者セミナー、同年2月に保険監督者セミナー、同年3月に証券監督者セミナーをそれぞれ東京で開催した。	(測定結果) A「目標達成」 (判断根拠) 積極的に開催した金融協議等を通じて、アジア各国の金融当局との覚書締結等により長期的な協力枠組みを構築するなど、連携が大幅に強化され、アジアの金融インフラ整備支援や、規制緩和要望等の取組みを推進した結果、金融インフラ整備や金融規制緩和に進展が見られた。 今後も、引き続きアジア諸国の金融当局との連携強化などの取組みを進める必要がある。	① アジアにおける金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等	① ・日本企業及び金融機関のアジアにおける事業展開を支援するとともに、 <u>アジア諸国の金融インフラの発展状況に応じて、効果的な支援のあり方を見極めた上で、1)法令制定等のソフト面のインフラ整備支援、2)決済システム等のIT化等のハード面のインフラ整備支援、3)金融行政の運営手法など技術支援メニューをパッケージで提供。また、このような支援を通じて、金融面でのアジア諸国の国造りに貢献するとともに、市場活性化及び成長資金の供給円滑化の観点から、これら諸国における金融規制の緩和を促す。</u> ・技術協力の実施に当たっては、相手国との対話（二国間協議等）を通じて、長期的な協力枠組みを構築するとともに、公的セクター及び民間セクターの関係者と連携して、積極的な取組みを行う。 ・平成26年4月設置の「 <u>アジア金融連携センター</u> 」を活用して、 <u>アジア諸国の金融当局との積極的な人材交流を通じた能力構築やアジアの金融・資本市場についての調査・研究を行い、アジア諸国の金融インフラ整備支援を促進。また、我が国の金融危機の経験に基づいた教訓や各国の金融規制・監督モデルを、今後のアジアの発展における知見として共有し、さらに我が国の金融・資本市場に関する制度の普及を図るため、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業を実施。</u> ・TPPをはじめとする経済連携協定（EPA）に係る金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、アジア諸国の金融サービス分野の自由化の進展を図る。
3	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備 [達成目標] 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること	① 規制・制度改革の推進 ② 事前確認制度の適切な運用	① ・金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら規制・制度改革を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討。 ② ・ノーアクションレター制度等について、一層の利用促進を行い、同制度を適切に運用。	① ・規制改革会議において取りまとめられた「 <u>規制改革実施計画</u> 」（平成25年6月14日閣議決定）に盛り込まれた規制・制度改革事項や、「 <u>規制改革ホットライン</u> 」に寄せられた規制改革提案等、以下の規制・制度改革を積極的に推進。 i リスクマネー供給による起業・新規ビジネスの創出に係る規制の見直し ii 保険会社の海外展開に係る規制の見直し等 iii 投資信託及び投資法人に関する規制の見直し iv 外国銀行業務の代理・媒介に係る規制の見直し v 海外M&Aに係る銀行の子会社の業務範囲の見直し vi 銀行等による議決権保有制限の見直し また、25年12月に成立した産業競争力強化法において、「企業実証特別制度」や「グレーゾーン解消制度」が措置されたことを受け、当該制度に係る金融庁の窓口を総務企画局政策課に設置するなどの体制整備を行った。 ② ・ノーアクションレター制度等の一層の利用を促すために、引き続き、金融庁ウェブサイト等を活用した周知を行うとともに、同制度の適切な運用を図った。なお、25年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績は5件で、すべて照会受付後30日以内（平均22.6日）での回答を実現している。	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進や産業競争力強化法成立に伴う必要な体制の整備、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上、官民による持続的な対話を通して、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備を着実に進めた。 今後も、個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組を引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応し、我が国経済における民需主導の成長の実現に資するために、規制・制度の在り方を不断に見直ししていく必要がある。	① 規制・制度改革の推進 ② 事前確認制度の適切な運用	① 金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業展開できる環境を整備すべく、金融サービスの提供者・利用者の声をよく把握しながら、我が国経済における民需主導の成長の実現に資する規制・制度改革を進めていくとともに、金融を巡る状況の変化に対応した規制・制度の在り方を積極的に検討。 ② ノーアクションレター制度等について、一層の利用を促すためにホームページ等を活用した周知を引き続き行うとともに、同制度の適切な運用を図る。

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成26年度の主 な事務事業(案)	26年度の主な事務事業(案)の概要
		③ 官民による持続的な対話の実施	③ ・我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行う場である官民ラウンドテーブルを継続的に実施（関連する委託調査を含む）。	③ ・金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」報告書（平成24年5月公表）に基づき、我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民ラウンドテーブルを開催（25年5月、26年3月）。同会合で、「地域における新産業の育成と金融の役割」、「資金決済サービスの向上」の2つのテーマについて議論を行い、報告書に取りまとめた。 ・また、今後、「民間資金を活用した社会資本（インフラ）整備等を促進するための金融面からの取組み」、「アジアの金融制度等の整備支援のための官民協働の体制強化」について検討を行うこととした。		③ 官民による持続的な対話の実施	③ 我が国金融機能の向上・活性化に向けて、官民が持続的な対話を行う場である官民ラウンドテーブルを継続的に実施。
	4 金融行政についての情報発信の強化 [達成目標] 金融行政についての情報発信を強化すること	① 金融行政に関する広報の充実	① 以下の通り、引き続き、様々なツールを通じ、金融行政についての情報発信を強化する。その際、どの対象（国内・国外のメディア・一般国民・金融機関・投資家等のいずれか）に、何を発信するかについて明確化し、それぞれに相応しい手段（大臣会見、報道発表、説明会開催、個別説明等）による情報発信を行っていく。 ・メディアを通じた広報に関しては、閣議後会見や重要施策についての記者向け説明を積極的に実施。 ・ウェブサイトを活用した広報に関しては、大臣等の記者会見録等の掲載コンテンツを充実。 ・特に重要な政策に関しては、特設サイトを設定する等の対応を行うとともに、必要に応じて内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報を活用して施策を周知。 ・海外向け広報に関しては、重要施策の概要を英語版ウェブサイトにタイムリーに掲載するほか、「FSA Weekly Review」を毎週発行する等、英文による広報を充実強化。 ・Twitter等の新たな情報発信手段について、積極的に活用。	① 平成25年度も閣議後（毎週2回）の大臣記者会見に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（計89回）を積極的に開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ。 また、国民にとって重要と考えられる施策あるいは関心が高い施策に関しては、ウェブサイトの特設サイトを設けたほか、政府広報も活用して施策を周知したり、注意喚起を促すなどの取組みを行った。 海外に対する情報発信については、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週1回発行するとともに、重要な政策決定等については、できるかぎりタイムリーに発表するために、発表資料の概要を先行して掲載するなどの取組みを行った。	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 大臣記者会見や記者向け説明、重要施策に係る政府広報に取り組んだ結果、主要な測定指標である金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数のほか、金融庁Twitterのフォロワー数の目標を達成することはできたものの、金融庁ウェブサイト（英語版）へのアクセス件数及び新着情報メール配信サービス登録件数の目標を達成することができなかった。 今後は、英語でのタイムリーな情報発信、コンテンツの充実など更なる取組みを進める必要がある。	④ 金融・資本市場活性化策の検討	④ 金融と実体経済が相互に付加価値を生む好循環を実現し、我が国経済の再生に金融面から貢献するため、「金融・資本市場活性化に向けての提言」に盛り込まれた施策について、必要に応じて外部機関への調査研究の委託等も活用しつつ、その実現に向けた検討を進める。
						① 金融行政に関する広報の充実	① ・メディアを通じた広報は、閣議後会見や重要施策について記者向け説明を実施。 ・ウェブサイトを活用した広報は、大臣等の記者会見録や報道発表等、掲載コンテンツの充実を図る。特に国民の関心が高い、あるいは国民に幅広い周知が必要な施策に関しては、特設サイトを設置する。必要に応じ、内閣官房内閣広報室及び内閣府大臣官房政府広報室と積極的に連携を図り、政府広報も活用し施策を周知。 ・海外向け広報は、ウェブサイト（英語版）の利便性向上や、英語で発信すべき情報等を検討した上でコンテンツの充実を図る。また、情報発信のタイムリー性の観点から、「FSA Weekly Review」において、発表資料の概要を掲載。 ・Twitterの特性（字数制限）を活かした簡明な表現による積極的な情報の発信。

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成26年度の主 な事務事業(案)	26年度の主な事務事業(案)の概要
	5 金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備 [達成目標] 金融リテラシーが向上すること	① 金融経済教育の推進	① 金融経済教育研究会における議論により、金融経済教育を推進するための方向性等が示されている。今後、金融経済教育研究会報告書の以下の指摘にそって実施していくことが重要。 ・金融経済教育の関係者による推進の場(「金融経済教育推進会議(仮称)」)を設置。 ・「金融経済教育推進会議(仮称)」において、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、着実に推進していくことが重要。 ・金融経済教育の効率的・効果的な推進のため、最低限習得すべき金融リテラシー(4分野・15項目)の内容について、学校や自治体、業界団体や各金融機関、NPO団体等の様々な現場で実際に金融経済教育を担う者が利用しやすいものとなるよう、具体化。 ・その上で、身に付けるべき事項を、年代別にどのような順序でどこまで教えるべきかについて整理し、体系化を図る。 ・金融経済教育に関する情報のインターネット上での最初のアクセス先として、金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぽると」)を周知するとともに、同ウェブサイトから関係当局・関係団体等のウェブサイトと相互にリンクを張り、利用者が必要な金融経済教育にかかる情報等に容易かつ網羅的にアクセスできる情報提供体制を構築する。 ・報告書で指摘された課題を踏まえ、金融商品を賢く利用することを伝えるガイドブックの作成・普及、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報提供を行う。	① 金融経済教育推進会議の設置 金融経済教育研究会報告書(平成25年4月30日公表)で指摘された課題に取り組むため、金融広報中央委員会に金融経済教育推進会議を設置。 金融経済教育推進会議を通じて、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育の推進に取り組んだ。 ・最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)の具体化等 金融経済教育研究会でとりまとめた、最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)の内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化を行った。 ・金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぽると」)の周知等 「知るぽると」を、金融経済教育に関する情報のインターネットでの最初のアクセス先として、金融庁、関係団体のウェブサイトと相互にリンクを張ったほか、政府広報等を含めて、様々な機会を通じて、「知るぽると」の周知を図った。 ・ガイドブック等の配布及びシンポジウムの開催等 昨年同様、「基礎から学べる金融ガイド」、「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」及びリーフレット「最低限身に付けるべき金融リテラシー」を、必要としている高校、大学、地方公共団体等に提供。 地域住民等を対象に、金融リテラシーの向上を図ることをテーマとしたシンポジウムを5箇所で開催。	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 平成25年4月に公表した金融経済教育研究会報告書で指摘された課題に取り組むため、金融広報中央委員会に金融経済教育推進会議を設置し、この推進会議を通じて、関係者(有識者、業界、関係省庁等)の間で、無駄や隙間を生じさせないよう、適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育の推進に取り組んだ。 このため、金融経済教育の推進について、進展しているものの、測定指標の目標に、一部未達成のものがある。 今後は、引き続き、金融経済教育推進会議において、無駄や隙間を生じさせないよう、関係団体が適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育の推進に取り組む必要がある。	① 金融経済教育の推進	① 金融経済教育研究会における議論により、金融経済教育を推進するための方向性等が示されている。26年度においても、引き続き、金融経済教育推進会議において、無駄や隙間を生じさせないよう、関係団体が適切な役割分担を行い、全体の取組みを関係者間でフォローし、進行管理を行いながら、金融経済教育の推進に取り組む。 また、銀行、証券、保険、資産運用など業界団体横断的な取組みの加速を行うことが重要である。 ・初等中等教育から社会人、高齢者に至るまで金融リテラシーの底上げを図っていくことが極めて重要。 そのため、銀行、証券、保険、資産運用など業界団体横断的な取組みの加速を行うなど、連携の強化が必要。 ・関係団体が金融経済教育の推進に取り組むための共通プラットフォームとして、「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」の内容の具体化及び年齢別に教える事項の整理・体系化した「項目別・年齢別スタンダード(マップ)」を作成。 ・大学生に対して、金融経済教育を体系的に行う必要があるため、大学の教養課程などにおいて、「項目別・年齢別スタンダード」を基に授業の実施を検討してもらうよう、大学に対する働きかけを実施。 ・関係団体と連携しながら、金融リテラシー向上のためのガイドブックの作成・普及の他、シンポジウムの開催、金融庁ウェブサイトを通じた情報の提供等を実施。

業務支援基盤の整備のための取組み(平成24～28年度)

分野	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成26年度の主 な事務事業(案)	26年度の主な事務事業(案)の概要
1 人的資源	(1) 金融行政を担う人材の確保と資質の向上 [達成目標] 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること	① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上	① 「金融庁職員のあり方」の浸透を図るとともに、PDCAサイクルによる業務改善への取組みを推進する。 ・金融行政を担う人材の確保と資質向上についての方針に基づき、各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の強化、外部からの専門的人材の確保、官民人材交流の促進等について、着実に実行する。 ・引き続き新興国への若手職員の派遣の推進を図る。	① 職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」について、様々な機会を捉えて職員へ浸透を図った。また、業務の効率化・職場環境の改善策等について、各課室での議論・策定及び事後的な評価により更なる改善に繋げていくPDCAサイクルによる業務改善を行う取組みを継続して実施した。 さらに、育児等の必要がある職員であっても、家庭・子育てとキャリアの両立を目指す職場環境の整備を推進していくための体制を整備した。 ・金融行政を担う人材の確保と資質向上について、各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の向上、外部からの専門的人材の確保及び官民人材交流の促進に係る以下の各項目についての中長期的かつ包括的な方針に基づき、平成25年度の人事配置等を行った。 －金融行政の各専門分野において、職員の希望・適性等を勘案しつつ、計画的に任用 －民間企業経験者等の専門家を年間を通じて積極的に採用 －職員の国際面での対応力の強化(①海外留学経験者について、帰国後一定期間内に国際機関等への出向、②英語研修の充実等) －国内外の大学院への職員の派遣 －官民人材交流等(国際機関、民間企業への出向等)の拡大。特に新興国への若手職員の派遣の推進 －各部署における業務上のニーズを一層研修に反映させるよう、研修内容等の検証・見直し	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 各施策とも、これまでに整理してきた中長期的かつ包括的な枠組み・方向性に基づき、25年度も継続的かつ積極的に取り組んだ。その結果、「金融庁職員のあり方」の職員への浸透、PDCAサイクルによる業務改善の取組みについては、24年度からの取組みを継続して実施することが出来たほか、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく人事配置等については、25年度における外部への出向者数や民間専門家等の採用・任用者数が24年度を上回る実績となった。 職員の資質の向上については、短期的に効果が現れるものではなく、上述の施策を継続的に実施していくことが必要であるとともに、その効果を不断に検証し、更なる改善を図っていくことで、今後も引き続き職員の資質の向上に取り組んでいく必要がある。	① 高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上	① 引き続き、「金融庁職員のあり方」の浸透を図るとともに、PDCAサイクルによる業務改善への取組み及び家庭・子育てとキャリアの両立を目指す職場環境整備を推進する。 ・金融行政を担う人材の確保と資質向上についての方針に基づき、各金融行政分野における専門的能力の向上、国際面での対応力の強化、外部からの専門的人材の確保、官民人材交流の促進等について、継続的かつ積極的に実施する。 また、新興国への若手職員の派遣の推進を図る。

基本政策	施策	平成25年度の 主な事務事業	25年度の主な事務事業の概要	25年度の主な事務事業 に対する実績(案)	目標達成度合いの 測定結果(案)	平成26年度の主な 事務事業(案)	26年度の主な事務事業(案)の概要
2 知的資源	(1) 学術的成果の金融行政への導入・活用 [達成目標] 的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学の連携強化	① ・金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用するため、より本質的で、重要と考えられるテーマを適切に選定し、調査研究を行う。 ② ・金融に関する産・官・学の連携強化のため、産・官・学の人材交流・コンファレンス・研究会・勉強会等を開催する。その際には、調査研究と同様、金融行政における判断に参考となるような適切なテーマ設定を行う。	① ・研究官等による研究成果をまとめ、ディスカッションペーパー(DP)として、9本の研究成果報告書をホームページ上に掲載した。なお、これらの研究成果報告書の公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果報告書の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックも行った。 ・また、近年公表されたDPのうち研究論文として所収するにふさわしい3本(査読付)を選定し、金融研究センター長の責任編集のもと、論文集『FSAリサーチレビュー』としてホームページ上に掲載した。 ② ・シンポジウム「金融システムの安定性と金融業の競争」(25年10月)、国際コンファレンス「アジアの取引所の未来」(25年11月)、国際コンファレンス「金融システムの安定化、規制と金融包摂」(26年1月)を開催した。庁内幹部がスピーカー等として発表等をしたほか、庁内職員に加え、国内外の研究者、政府・中央銀行関係者、在京大使館関係者、金融機関の実務者等の参加者を得て、活発な質疑応答が交わされた。 ・有識者等との検討を行う「金融経済教育研究会」、「企業財務研究会」を、庁内職員の参加も得て開催した(25年度合計6回開催)。 ・アカデミズム等の金融有識者が最先端の研究内容を発表し、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求する「金融経済学勉強会」を開催した(25年度合計11回開催)。 ・学者や民間金融機関・製造業等の様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招聘し、主に金融・経済等の最前線の内容をテーマにした昼休み勉強会(金曜ランチョン)を開催した(25年度合計20回開催)。	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っているほか、望ましい金融規制・監督の在り方等について、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者を中心とした国際コンファレンス及びシンポジウムを開催した。研究会・勉強会等を多数設定し金融庁職員と外部有識者等の交流に積極的に貢献した。このような取り組みにより、金融行政の遂行に資する研究の実施、各部署と連携した研究体制の構築等の進展、産・官・学のネットワーク強化が図られているものの、よりの確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用を行っていくためには、その有効な手法等について不断に見直していく必要がある。 今後は、金融の国際的な潮流も踏まえつつ、各部署の当面の課題にとどまらず、中長期的な金融行政の質の向上につながる調査・研究を一層進める必要がある。	① 金融行政の参考となる調査研究の実施 ② 産・官・学の連携強化	① ・金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用するため、より本質的で、重要と考えられるテーマを適切に選定し、調査研究を行う。調査研究分析の成果は研究報告書としてまとめ公表する。 ② ・金融に関する産・官・学の連携強化のため、産・官・学の人材交流・コンファレンス・研究会・勉強会等を開催する。その際には、調査研究と同様、金融行政における判断に参考となるような適切なテーマ設定を行う。
3 その他の業務基盤	(1) 金融行政における情報システムの活用 [達成目標] ① 早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ② 情報セキュリティ対策の推進を図ること	① 情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化 ② 情報セキュリティ対策の推進	① ・「業務・システムの最適化計画」に基づき、以下の情報システムについて計画を推進。 i 金融庁業務支援統合システムについては、計画に基づき、平成26年度までに情報システムの開発等を推進。 ii EDINETについては、計画に基づき、25年度中の稼働を目指して次世代EDINETの開発等を推進。 iii 金融庁行政情報化LANシステムについては、最適化計画に基づき、25年度中の稼働を目指して次期金融庁ネットワークの設計・構築等を推進。 ② ・情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備を実施。	① (ア)「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」(金融庁業務支援統合システム)金融庁業務支援統合システムについては、見直し後の作業スケジュールに基づき、平成25年度の開発作業を予定どおり実施しました。 (イ)「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」(EDINET)及び(ウ)「金融庁行政情報化LANシステム」EDINET及び金融庁行政情報化LANシステムについては、各最適化計画に基づき、平成25年度に開発作業が完了しました。 (エ)情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況情報システム調達の適正化については、平成25年度における情報システムに係る全ての政府調達案件を情報システム調達会議に付議し、また、情報システムの金融行政への有効な活用等の観点から、引き続き情報システム調達の妥当性の検証を実施しました。 ② 技術的な情報セキュリティ対策の実施状況のほか、情報セキュリティ事案(インシデント)の対応を含めた情報セキュリティ対策を適切に推進する態勢の整備を図ることを目的として、定員1名を要求しました。	(測定結果) A「目標達成」 (判断根拠) 平成25年度が目標年度として設定している「①業務・システムの最適化の実施及び情報システム調達の適正化(エ)情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況」について、測定指標における目標値を達成した。 なお、平成26年度以降の目標においても、目標に向けて計画どおり着実に取組が実施された。 今後も、引き続き情報システムの開発等の取組みを着実に進める必要がある。	① 情報システムの効果的な活用による金融行政の高度化・効率化 ② 情報セキュリティ対策の推進	① ・「業務・システムの最適化計画」に基づき、以下の情報システムについて、計画を推進。 (ア)「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム」(金融庁業務支援統合システム) (イ)「有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」(EDINET) (ウ)「金融庁行政情報化LANシステム」 ・併せて、情報システム調達の適正化についても引き続き努める。 ② 技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上を考慮した情報セキュリティ対策の推進に係る所要の整備。
	(2) 災害等発生時における金融行政の継続確保 [達成目標] 金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること	① 災害等発生時における金融行政の継続確保	① ・「金融庁業務継続計画」の随時の見直しや実践的な防災訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、同計画の検証を行い、金融庁の業務継続体制を充実・強化を図る。	① ・金融庁業務継続計画に係るマニュアルの改定及び金融庁として最小限の優先業務への対応を実現するためのマニュアルを策定した。 ・政府防災訓練の参加及び複数回の防災訓練を実施。9月においては、一般社団法人全国銀行協会と連携し訓練を行った。	(測定結果) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 首都直下地震対策検討ワーキンググループによる最終報告や政府業務継続計画の検討が進む中で、金融庁業務継続計画に係るマニュアルの改定や金融庁として最小限の優先業務への対応を実現するためのマニュアルの策定を行った。 政府防災訓練への参加に加え、金融庁内において、徒歩参集訓練や代替庁舎候補地における防災訓練を実施したほか、金融庁と一般社団法人全国銀行協会が連携した訓練を実施するなど、実践強化に取り組んだ。 上記のとおり取組を行っているものの、今後も引き続き政府業務継続計画等を受け、金融庁業務継続計画の見直しを進めていく必要がある。	① 災害等発生時における金融行政の継続確保 ② 災害等発生時に備えた防災訓練	① ・首都直下地震対策特別措置法の施行等を踏まえて、「金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)」等の見直しを実施。 また、 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行等を踏まえて、「金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ対応編)」等の見直しを実施</u> 。 さらに、これらに関連した関係省庁連絡会議等への積極的に参加。 ② ・実践的な防災訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、金融庁業務継続計画の実効性を検証。

注1・・・「平成26年度の主な事務事業(案)」及び「平成26年度の主な事務事業(案)の概要」欄の下線部分は、26年度の新規事業。

注2・・・測定結果の類型 S:「目標超過達成」 A:「目標達成」 B:「相当程度進展あり」 C:「進展が大きくない」 D:「目標に向かっていない」